

自動車総連・医療共済

(家族特約付疾病入院給付特約付災害入院給付特約付手術給付特約付)
無配当団体医療保険【生命保険】、医療保険【損害保険】

医療共済へご加入中の方へご案内

①退職後終身医療保険 (P22をご参照ください)

②みんなのMYポータル

無料で利用できるWEBサービスです (例:加入内容の確認、パンフレットの閲覧)

▶ログインはこちらから

■スマートフォン・
タブレット



■PC



機能拡充予定 給付金Web請求

<https://www.meijiyasuda.co.jp/corporation/ld/myportal/>
明治安田 みんなのMYポータルでも検索できます。

▶ログインの際のID・パスワードは以下をご使用ください

ご加入中の方 明治安田生命より送付した生命保険控除証明書に同封しているハガキをご参照ください。

未加入の方 共通ID: a0000420 パスワード: sqxi1936 医療共済に新規加入された方は、ご加入後にログインID・パスワードを通知するハガキを送付します。

責任開始期(加入日)

2023年8月1日(火)加入(更新)

2024年2月1日(木)加入(中途加入)

申込締切日

▶ 2023年5月12日(金)

▶ 2023年10月31日(火)

上記は幹事保険会社の締切日です。所属労連・組合ことで締切日が異なる場合がありますので所属組合にご確認ください。

提出先

所属組合役員まで

明治安田生命保険相互会社 0120-399-005 までお気軽にどうぞ
(受付時間9:00~17:00 土・日・祝日を除きます)

※【契約概要】【注意喚起情報】はP18~P21に記載しています。ご加入前に必ずご確認のうえ、お申込みください。



自動車総連

(全日本自動車産業労働組合総連合会)

東京都港区高輪4-18-21

View-well Square
(ビューウェル スクエア)

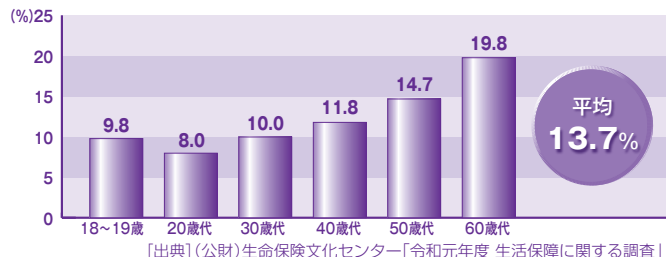
医療共済の必要性

自動車総連の医療共済なら、入院・手術・介護と幅広い範囲をカバーできます。

?? どのくらいの人たちが入院してるのだろう??

30歳代で約10人に1人が、60歳代になると約5人に1人が、過去5年間に入院したことがあると答えています。

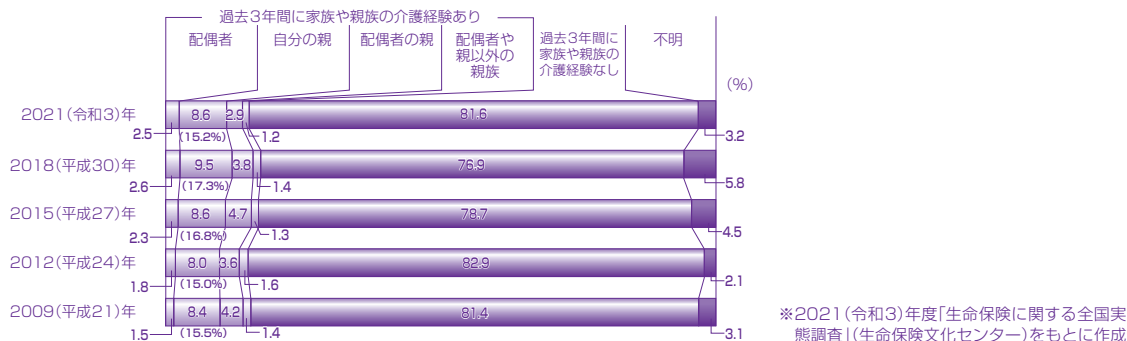
●過去5年間に入院した経験がある人の割合



?? どのくらいの人たちが介護しているのだろう??

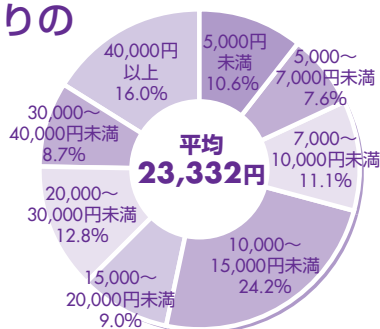
15.2%の人が過去3年間に家族や親族の介護経験ありと答えています。

●過去3年間の介護経験の有無



?? 実際の負担はどのくらいだろう??

●直近の入院時の1日あたりの自己負担費用



①過去5年間に入院し、自己負担費用を支払った人。

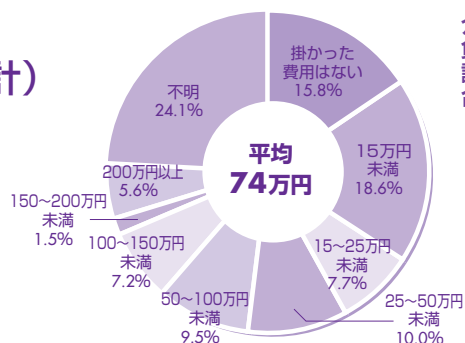
〔高額療養費制度を利用した人＋利用しなかった人(適用外含む)〕

②治療費・食事代・差額ベッド代に加え、交通費(見舞いに来る家族の交通費も含む)や衣類、日用品などを含む。高額療養費制度を利用した場合は利用後の金額。

(公財)生命保険文化センター「令和元年度 生活保障に関する調査」

?? 介護費用はどのくらいだろう??

●介護費用 (一時的な費用の合計)



介護に要した費用(公的介護保険サービスの自己負担費用を含む)のうち、一時費用(住宅改造や介護用ベッドの購入など一時的にかかった費用)の合計額は平均74万円となっています。

*「掛かった費用はない」を0円として平均を算出

※2021(令和3)年度「生命保険に関する全国実態調査」(生命保険文化センター)をもとに作成

自動車総連・医療共済 制度のポイント

医療共済の必要性

制度のポイント

保障内容・掛金

加入方法

お取り扱いについて

契約概要・注意喚起情報

退職後終身医療保険のご案内

記入例



二次元コードを読み取り、
自動車総連医療共済説明
動画を視聴ください



1 日帰り入院（※1）から手術、介護の備えまで幅広い保障が準備できます。

（※1）「日帰り入院」とは入院日と退院日が同一の入院で、かつ入院料等が算定された入院をいいます。病院による入院の証明にもとづきお支払いします（外来での治療は「日帰り入院」に該当しません）。

基本保障（生命保険）

（注）「入院日数」は、暦の上での日単位として数えます。また、入院の有無は、入院基本料の支払の有無などを参考にして判断します。

日帰り入院（注）を含む病気・ケガでの入院と手術の保障

三大疾病とは「悪性新生物（がん）・上皮内新生物、急性心筋梗塞、脳卒中」です

入院

手術

三大疾病
支払日数無制限



オプション（損害保険）



基本保障にご加入いただくと下記のオプションをセットできます

七大疾病とは、急性心筋梗塞・がん・脳卒中・糖尿病・高血圧性疾患・腎臓病・肝臓病です

七大疾病による

入院・手術は倍額（※）

（※）基本保障と合算

介護（本人・配偶者・
本人の親・配偶者の親）

所定の要介護状態の場合

一時金を受取り（一回が限度）

女性疾病による

入院の場合は上乗せ

2 退職後終身医療保険に移行（加入）することができるようになりました。

P.22をご覧ください。

3 生命保険料控除制度では一部介護医療保険料控除の適用になります。

最大12万円の保険料控除が
受けられます。

一般生命保険料控除

個人年金保険料控除

介護医療保険料控除

ここに該当します。

※掛金のうち本人の制度運営費70円は、対象になりません。
※親介護保険金に対する部分の保険料は対象になりません。

税務の取扱いについては税制改正により、今後変更となる場合があります。

自動車総連・医療共済 保障内容

意向確認【ご加入前のご確認】

基本保障は、以下の保障の確保を主な目的とする生命保険です。

ご加入にあたってはご意向に沿った内容か、ご確認のうえお申込みください。

三大疾病、女性疾病、七大疾病・介護、親介護は、以下の補償の確保を主な目的とする損害保険です。

ご加入にあたってはご意向に沿った内容か、ご確認のうえお申込みください。

保障内容

<基本保障（生命保険部分）>

●病気やケガで入院した場合、給付金をお支払いします

<三大疾病、女性疾病、七大疾病・介護、親介護（損害保険部分）>

●三大疾病（または七大疾病）、女性疾病による入院・手術の場合、基本保障に上乗せして保険金をお支払いします。

●所定の要介護状態に該当した場合、保険金をお支払いします（七大疾病・介護の場合）。

<基本保障（生命保険部分）>

○基準給付金額：3,000円・5,000円・10,000円・15,000円、入院給付金の型：124日型

疾病入院給付特約（特約の型：I型、入院給付金の型：124日型）、災害入院給付特約（入院給付金の型：124日型）・手術給付特約

<三大疾病、女性疾病、七大疾病・介護、親介護（損害保険部分）>

○入院保険金日額・手術基準日額：3,000円・5,000円・10,000円・15,000円、介護保険金額：100万円、親介護保険金額：100万円・200万円・300万円

加入できる方

基本保障	入院給付 手術給付 〈生保部分〉	■病気・ケガで入院したとき【疾病・災害入院給付金】 ■病気・ケガで所定の手術を受けたとき【手術給付金】 【疾病・災害入院給付金】 基準給付金額^{※1} × 入院日数 【手術給付金】 手術1回につき手術の種類に応じて 基準給付金額^{※1} の5倍・10倍・20倍・40倍のいずれか （※1）「基準給付金額」とは例えば入院給付の場合、1日あたりに給付される入院給付金額を指します。	本人 配偶者 子ども
	七大疾病 ・ 介護 〈損保部分〉	三大疾病〈損保部分〉の保障内容に加えて以下の保障内容が給付対象となります。 ■糖尿病・高血圧性疾患・腎臓病・肝臓病の治療を目的として入院したとき 【糖尿病・高血圧・腎臓病・肝臓病入院保険金】 ■糖尿病・高血圧性疾患・腎臓病・肝臓病の治療を直接の目的として所定の手術を受けたとき【糖尿病・高血圧・腎臓病・肝臓病手術保険金】 ■所定の要介護状態になったとき【介護保険金】 【糖尿病・高血圧・腎臓病・肝臓病入院保険金】 入院保険金日額 × 入院日数 【糖尿病・高血圧・腎臓病・肝臓病手術保険金】 手術の種類に応じて 手術基準日額 × 10倍/20倍/40倍 【介護保険金】 100万円（1回が限度） ※七大疾病・介護と三大疾病は両方のお申込みができません。 どちらか一方にご加入ください。	本人 配偶者
オプション	親介護 〈損保部分〉	■被保険者の親が所定の要介護状態になったとき【親介護保険金】 【親介護保険金】 100万円・200万円・300万円（1回が限度）	本人の親 配偶者の親
	女性疾病 〈損保部分〉	■女性疾病の治療を目的として入院したとき【女性疾病入院保険金】 ■女性疾病の治療を直接の目的として所定の手術を受けたとき【女性疾病手術保険金】 ■特定障害の治療を直接の目的として所定の形成術等を受けたとき【女性疾病手術保険金】 【女性疾病入院保険金】 入院保険金日額 × 入院日数 【女性疾病手術保険金】 手術の種類に応じて 手術基準日額 × 10倍/20倍/40倍	本人 配偶者
	三大疾病 〈損保部分〉	■三大疾病の治療を目的として入院したとき【三大疾病入院保険金】 ■三大疾病の治療を直接の目的として所定の手術を受けたとき【三大疾病手術保険金】 【三大疾病入院保険金】 入院保険金日額 × 入院日数 【三大疾病手術保険金】 手術の種類に応じて 手術基準日額 × 10倍/20倍/40倍 ※七大疾病・介護と三大疾病は両方のお申込みができません。 どちらか一方にご加入ください。	本人 配偶者

自動車総連・医療共済 おすすめプラン

おすすめプラン（例） 月額掛金

加入対象区分	年齢	基本保障＋七大疾病・介護				基本保障＋女性疾病				基本保障			
		基準給付金額・入院保険金日額				基準給付金額・入院保険金日額				基準給付金額			
		3,000円	5,000円	10,000円	15,000円	3,000円	5,000円	10,000円	15,000円	3,000円	5,000円	10,000円	15,000円
本人	16～20 歳	538 ^円	840 ^円	1,580 ^円	2,340 ^円	488 ^円	770 ^円	1,460 ^円	2,160 ^円	298 ^円	450 ^円	830 ^円	1,210 ^円
	21～25	659	1,035	1,960	2,915	619	995	1,910	2,825	409	635	1,200	1,765
	26～30	795	1,275	2,450	3,635	845	1,365	2,650	3,955	535	845	1,620	2,395
	31～35	850	1,360	2,640	3,900	840	1,370	2,660	3,960	580	920	1,770	2,620
	36～40	911	1,455	2,830	4,185	911	1,475	2,870	4,285	631	1,005	1,940	2,875
	41～45	1,016	1,610	3,120	4,650	1,046	1,710	3,350	4,990	706	1,130	2,190	3,250
	46～50	1,235	1,995	3,890	5,785	1,315	2,155	4,240	6,325	895	1,445	2,820	4,195
	51～55	1,786	2,880	5,630	8,370	1,636	2,700	5,310	7,940	1,156	1,880	3,690	5,500
	56～60	2,608	4,210	8,230	12,220	2,158	3,560	7,040	10,530	1,618	2,650	5,230	7,810
	61～65	4,043	6,485	12,590	18,705	3,003	4,965	9,850	14,745	2,443	4,025	7,980	11,935
	66～69	5,997	9,515	18,320	27,115	4,147	6,865	13,660	20,455	3,577	5,915	11,760	17,605
配偶者	16～20 歳	468 ^円	770 ^円	1,510 ^円	2,270 ^円	418 ^円	700 ^円	1,390 ^円	2,090 ^円	228 ^円	380 ^円	760 ^円	1,140 ^円
	21～25	589	965	1,890	2,845	549	925	1,840	2,755	339	565	1,130	1,695
	26～30	725	1,205	2,380	3,565	775	1,295	2,580	3,885	465	775	1,550	2,325
	31～35	780	1,290	2,570	3,830	770	1,300	2,590	3,890	510	850	1,700	2,550
	36～40	841	1,385	2,760	4,115	841	1,405	2,800	4,215	561	935	1,870	2,805
	41～45	946	1,540	3,050	4,580	976	1,640	3,280	4,920	636	1,060	2,120	3,180
	46～50	1,165	1,925	3,820	5,715	1,245	2,085	4,170	6,255	825	1,375	2,750	4,125
	51～55	1,716	2,810	5,560	8,300	1,566	2,630	5,240	7,870	1,086	1,810	3,620	5,430
	56～60	2,538	4,140	8,160	12,150	2,088	3,490	6,970	10,460	1,548	2,580	5,160	7,740
	61～65	3,973	6,415	12,520	18,635	2,933	4,895	9,780	14,675	2,373	3,955	7,910	11,865
	66～69	5,927	9,445	18,250	27,045	4,077	6,795	13,590	20,385	3,507	5,845	11,690	17,535
子ども	0～25 歳	—	—	—	—	—	—	—	—	246 ^円	410 ^円	820 ^円	1,230 ^円



☆詳細は5ページの月額掛金一覧をご覧ください。

加入対象区分	年齢(歳)	オプション		
		親介護		
		損害保険部分		
		親介護保険金		
本人の親・配偶者の親	26～30	10	10	10
	31～35	10	10	10
	36～40	10	10	10
	41～45	20	30	50
	46～50	30	70	100
	51～55	70	140	210
	56～60	150	290	440
	61～65	310	630	940
	66～70	650	1,300	1,950
	71～75	1,380	2,760	4,150
	76～80	2,940	5,890	8,830
	81～85	6,260	12,530	18,790

●年齢は保険年齢です。保険年齢は満年齢を基に、1年未満の端数について6ヵ月以下は切り捨て、6ヵ月超は切り上げた年齢をいいます。(例) 保険年齢40歳=2023年8月1日現在 満39歳6ヵ月を超え満40歳6ヵ月まで。
●更新時に該当する年齢区分が変わる場合、掛金は前年度と変わります。
●三大疾病、女性疾病、七大疾病・介護は基本保障への加入が要件となります。
●オプションの三大疾病、女性疾病、七大疾病・介護にご加入される場合は基本保障と同額日額でお申込みください。
●親介護は被保険者の七大疾病・介護への加入が要件となります。
●上記掛金には制度運営費70円(本人・基本保障のみ)が含まれます。
●上記年齢以外の方の掛金はお問い合わせください。

<基本保障(生命保険部分)>
○基準給付金額: 3,000円・5,000円・10,000円・15,000円、入院給付金の型: 124日型
○記載の掛金は加入者が1,000名以上2,999名以下の場合の掛金です。
したがって実際の加入者数が異なれば上記掛金は異なりますので、その場合は初回に遡って正規掛金を適用させていただきます。
○配偶者・子どもについては本人の加入が条件です。(配偶者・子どもだけの加入はできません。)
○本人が脱退した場合には、配偶者・子どもも同時に脱退となります。
また、本人が死亡した場合も、配偶者・子どもは同時に脱退となります。
○子どもを加入させるときは、加入資格のある子どもは全員同一特約に同額にてお申込みください。
○配偶者・子どもについての加入金額は本人と同額以下でお申込みください。

みください。(本人の加入金額を上回ってのお申込みはできません。)
○給付金の受取人は保険料負担者(本人)です。
<三大疾病、女性疾病、七大疾病・介護、親介護(損害保険部分)>
○入院保険金日額・手術基準日額: 3,000円・5,000円・10,000円・15,000円、介護保険金額: 100万円、親介護保険金額: 100万円・200万円・300万円
○記載の掛金は、概算掛金です。適用となる掛金は変動する可能性があります。
○掛金は年齢・性別により被保険者ごとに異なります。更新時に該当する年齢区分が変わる場合、掛金は前年度と変わります。
○親介護の掛金は親一人当たりの掛金です。それぞれの親の保険年齢により決定します。(最高85歳まで)
○本人の親の加入は、本人の七大疾病・介護への加入が要件となります。
○配偶者の親の加入は、配偶者の七大疾病・介護への加入が要件となります。
○配偶者については本人の加入が条件です。(配偶者のみの加入はできません。)
○本人が脱退した場合には、配偶者・親も同時に脱退となります。
また、本人が死亡した場合も、配偶者・親は同時に脱退となります。
○配偶者についての保障は本人と同額以下でお申込みください。(本人の保障を上回ってのお申込みはできません。)
○オプション部分のみの加入はできません。
三大疾病、女性疾病、七大疾病・介護については、基本保障と同額の入院日額でご加入ください。
○配偶者が女性疾病に加入する場合は、本人の三大疾病または七大疾病・介護加入が条件となります。

自動車総連・医療共済 月額掛金一覧

<基本保障（生命保険部分）> 疾病入院給付特約（特約の型：Ⅰ型、入院給付金の型：124日型）・災害入院給付特約（入院給付金の型：124日型）・手術給付特約 (単位：円)

加入 対象 区分	年齢 (歳)	基本保障								オプション			
		生命保険部分								七大疾病・介護			
		疾病・災害入院給付金／手術給付金								損害保険部分			
		基準給付金額 3,000円		基準給付金額 5,000円		基準給付金額 10,000円		基準給付金額 15,000円		三大疾病入院保険金／三大疾病手術保険金／糖尿 病・高血圧・腎臓病・肝臓病入院保険金／糖尿病・ 高血圧・腎臓病・肝臓病手術保険金／介護保険金			
		本人	配偶者	本人	配偶者	本人	配偶者	本人	配偶者	3,000円 (Fコース)	5,000円 (Gコース)	10,000円 (Iコース)	15,000円 (Jコース)
本人・ 配偶者	16～20	298	228	450	380	830	760	1,210	1,140	240	390	750	1,130
	21～25	409	339	635	565	1,200	1,130	1,765	1,695	250	400	760	1,150
	26～30	535	465	845	775	1,620	1,550	2,395	2,325	260	430	830	1,240
	31～35	580	510	920	850	1,770	1,700	2,620	2,550	270	440	870	1,280
	36～40	631	561	1,005	935	1,940	1,870	2,875	2,805	280	450	890	1,310
	41～45	706	636	1,130	1,060	2,190	2,120	3,250	3,180	310	480	930	1,400
	46～50	895	825	1,445	1,375	2,820	2,750	4,195	4,125	340	550	1,070	1,590
	51～55	1,156	1,086	1,880	1,810	3,690	3,620	5,500	5,430	630	1,000	1,940	2,870
	56～60	1,618	1,548	2,650	2,580	5,230	5,160	7,810	7,740	990	1,560	3,000	4,410
	61～65	2,443	2,373	4,025	3,955	7,980	7,910	11,935	11,865	1,600	2,460	4,610	6,770
	66～69	3,577	3,507	5,915	5,845	11,760	11,690	17,605	17,535	2,420	3,600	6,560	9,510
子ども	0～25	一律	246	一律	410	一律	820	一律	1,230	加入できません			

加入 対象 区分	年齢 (歳)	オプション							
		女性疾病				三大疾病			
		損害保険部分				損害保険部分			
		女性疾病入院保険金／女性疾病手術保険金				三大疾病入院保険金／三大疾病手術保険金			
		3,000円 (1コース)	5,000円 (2コース)	10,000円 (4コース)	15,000円 (5コース)	3,000円 (Aコース)	5,000円 (Bコース)	10,000円 (Dコース)	15,000円 (Eコース)
本人・ 配偶者	16～20	190	320	630	950	150	260	520	790
	21～25	210	360	710	1,060	160	270	530	800
	26～30	310	520	1,030	1,560	170	290	570	860
	31～35	260	450	890	1,340	170	290	580	860
	36～40	280	470	930	1,410	160	280	560	840
	41～45	340	580	1,160	1,740	180	290	580	870
	46～50	420	710	1,420	2,130	180	310	620	930
	51～55	480	820	1,620	2,440	380	630	1,260	1,890
	56～60	540	910	1,810	2,720	600	1,010	2,030	3,040
	61～65	560	940	1,870	2,810	990	1,650	3,290	4,940
	66～69	570	950	1,900	2,850	1,350	2,250	4,500	6,760
子ども	0～25	加入できません				加入できません			

基本保障とオプションの合計掛金は4ページをご確認ください。

加入
対象
区分

年齢
(歳)

オプション

親介護

損害保険部分

親介護保険金

100万円
(Pコース)

200万円
(Qコース)

300万円
(Rコース)

	26～30	10	10	10
	31～35	10	10	10
	36～40	10	10	10
	41～45	20	30	50
	46～50	30	70	100
	51～55	70	140	210
	56～60	150	290	440
	61～65	310	630	940
	66～70	650	1,300	1,950
	71～75	1,380	2,760	4,150
	76～80	2,940	5,890	8,830
	81～85	6,260	12,530	18,790

●加入対象区分：基本保障…本人・配偶者・子ども、三大疾病、女性疾病、七大疾病・介護…本人・配偶者、親介護…本人の親・配偶者の親

●年齢は保険年齢です。保険年齢は満年齢を基に、1年未満の端数について6ヵ月以下は切り捨て、6ヵ月超は切り上げた年齢をいいます。(例)保険年齢40歳＝2023年8月1日現在満39歳6ヵ月を超え満40歳6ヵ月まで。

●オプションは基本保障への加入が要件となります。

●親介護は被保険者の七大疾病・介護への加入が要件となります。

●上記は無配当団体医療保険(生命保険)と医療保険(損害保険)をセットしたものです。無配当団体医療保険と医療保険ではお支払対象となる支払事由や支払給付金・保険金の算出方法、給付割合などが異なる場合があります。掛金の内訳は5ページ、保障内容等の詳細は7～17ページをご確認ください。

●生命保険部分と損害保険部分では、対象となる手術の範囲や給付倍率が異なります。したがって、三大疾病・所定の生活習慣病・女性疾病で所定の手術を受けたときでも、いずれか一方からのみの給付となる場合や給付金額が異なる場合があります。

●上記掛金には制度運営費70円(本人・基本保障のみ)が含まれます。

●上記年齢以外の方の掛金はお問い合わせください。

<基本保障(生命保険部分)>

○基準給付金額：3,000円・5,000円・10,000円・15,000円。入院給付金の型：124日型 いずれかの金額(コース)を選んでください。

○記載の掛金は加入者が1,000名以上2,999名以下の場合の掛金です。したがって実際の加入者数が増減すれば上記掛金は異なりますので、その場合は初回に遡って正規掛金を適用させていただきます。

○疾病入院給付金および災害入院給付金のお支払日数は、1回の入院について124日を限度とします。

○疾病入院給付金および災害入院給付金のお支払日数は、それぞれ通算して1,095日を限度とします。ただし、疾病入院給付金について、三大疾病(悪性新生物(がん)・上皮内新生物、急性心筋梗塞、脳卒中)の治療を目的とする入院の場合は、お支払日数の限度はありません。

○手術給付金のお支払限度はありません。

○「入院日数」は、暦の上での日単位として数えます。また、入院の有無は、入院基本料の支払の有無などを参考に判断します。

○給付金の受取人は保険料負担者(本人)です。

<三大疾病、女性疾病、七大疾病・介護、親介護(損害保険部分)>

○入院保険金日額・手術基準日額：3,000円・5,000円・10,000円・15,000円。介護保険金額：100万円、親介護保険金額：100万円・200万円・300万円

○記載の掛金は、概算掛金です。適用となる掛金は変動する可能性があります。

○「七大疾病」とは「三大疾病」と「所定の生活習慣病」を指します。

○「三大疾病」とは、「がん(上皮内がんを含みます)」、急性心筋梗塞、脳卒中、「所定の生活習慣病」とは、「糖尿病、高血圧性疾患、腎臓病、肝臓病」を指します。

○「女性疾病」には、子宮がん、乳がん、子宮筋腫、分娩の合併症などがあります。ただし、上皮内がんは含みません。

○糖尿病・高血圧入院保険金、腎臓病・肝臓病入院保険金、女性疾病入院保険金のお支払日数は、初年度契約および継続契約を通じてそれぞれ1回の入院につき124日、通算して1,000日を限度とします。

○三大疾病入院保険金のお支払日数の限度はありません。

○手術給付金のお支払限度はありません。ただし一部制限を設けている手術の種類があります。

○介護保険金・親介護保険金のお支払いは、1人につき1回が限度です。

○本制度のご契約者は団体であり、ご加入者のみなさまは被保険者となります。したがって、ご契約内容の変更などについて引受損害保険会社と団体(ご契約者)との取り決めにより一部お取扱いできない事項があります。【お取扱いできない事項の例…保険期間中のコース変更(保険金額の増額・減額等)、保険期間の変更、掛金の払込方法の変更など】

本人の親・
配偶者の親

加入できる組み合わせ一覧

ご加入にあたっては、下表の組み合わせでお申込みください。（下表以外の組み合わせはご加入頂けません。）

	加入パターン	本人	配偶者
本人男性	パターン①	基本保障のみ加入	基本保障のみ加入できます。
	パターン②	基本保障と七大疾病・介護に加入	基本保障のみに加入できます。
			基本保障と七大疾病・介護に加入できます。
			基本保障と七大疾病・介護と女性疾病に加入できます。
			基本保障と女性疾病に加入できます。
			基本保障と三大疾病に加入できます。
			基本保障と三大疾病と女性疾病に加入できます。
	パターン③	基本保障と三大疾病に加入	基本保障のみに加入できます。
			基本保障と三大疾病に加入できます。
			基本保障と三大疾病と女性疾病に加入できます。
			基本保障と女性疾病に加入できます。
本人女性	パターン④	基本保障のみ加入	基本保障のみ加入できます。
	パターン⑤	基本保障と七大疾病・介護に加入	基本保障のみに加入できます。
			基本保障と七大疾病・介護に加入できます。
			基本保障と三大疾病に加入できます。
	パターン⑥	基本保障と三大疾病に加入	基本保障のみに加入できます。
			基本保障と三大疾病に加入できます。
	パターン⑦	基本保障と七大疾病・介護と女性疾病に加入	基本保障のみに加入できます。
			基本保障と三大疾病に加入できます。
			基本保障と七大疾病・介護に加入できます。
	パターン⑧	基本保障と三大疾病と女性疾病に加入	基本保障のみに加入できます。
			基本保障と三大疾病に加入できます。
	パターン⑨	基本保障と女性疾病に加入	基本保障のみ加入できます。

ご注意：基本保障〈生保部分〉

- 配偶者・子どもについては本人の加入が条件です。（配偶者・子どもだけの加入はできません。）
- 本人が脱退した場合には、配偶者・子どもは同時に脱退となります。
また、本人が死亡した場合は、配偶者・子どもは同時に脱退となります。
- 子どもを加入させるときは、加入資格のある子どもは全員同一特約に同額にてお申込みください。
- 配偶者・子どもについての加入金額は本人と同額以下でお申込みください。（本人の加入金額を上回ってお申込みはできません。）

オプション〈損保部分〉

- 配偶者については本人の加入が条件です。（配偶者のみの加入はできません。）
- 本人が脱退した場合には、配偶者・親も同時に脱退となります。
また、本人が死亡した場合は、配偶者・親は同時に脱退となります。
- 配偶者についての保障は本人と同額以下でお申込みください。（本人の保障を上回ってお申込みはできません。）
- オプション部分のみの加入はできません。
三大疾病、女性疾病、七大疾病・介護については、基本保障と同額の入院日額でご加入ください。
- 配偶者が女性疾病に加入する場合は、本人の三大疾病または七大疾病・介護加入が条件となります。

給付金のご請求について

(1) ご請求について（基本保障）

	疾病入院給付金	災害入院給付金	手術給付金
①支払請求書	○	○	○
②診断書	入院・手術証明書	○	○
	死亡証明書		
③入院・外来手術給付金・外来放射線状況報告書と医療機関発行の領収書等（コピー）	△	△	
④（不慮の事故を原因とする場合） 受傷状況報告書		○	△
⑤（交通事故を原因とする場合） 交通事故証明書 【自動車安全運転センター交付のもの】		△ ^①	△

※○印は提出必要書類

※△印はケースにより必要となる書類

※複数の請求項目を同時に請求するとき、支払請求書は1通で結構です。

※支払請求書、入院・手術証明書は引受保険会社所定の用紙をご使用ください。

（注）

- ①については、加入・増額後2年を経過しての給付事由発生の場合は、所定外の診断書でも取扱い可能です。
- ②について、診断書（原本）をご提出いただいたにもかかわらず、お支払いの対象とならなかった場合で、かつ当社の所定の要件を満たす場合には、その取得費用のご負担を軽減するために、診断書1通につき所定の金額をお支払いします。
- ③は、以下の条件をすべて満たす請求の場合、入院・手術証明書に代えて利用可能です。
 - 1) 入院日数30日以下
 - 2) 入院期間（入院日および退院日）、外来手術、外来放射線の治療を受けた日が客観的に確認できる医療機関発行の領収書等（コピー）の添付
 - 3) 手術給付金・集中治療給付金の請求ではないとき
 - 4) 三大疾病（がん・急性心筋梗塞・脳卒中）にともなう入院ではないとき
 - 5) 退院後の請求（入院中・転入院・転科入院のときは取扱不可）
 - 6) 医療機関での入院であるとき（整骨院・接骨院は除く）

※△^①印は、不慮の事故を原因とする場合あるいは交通事故を原因とする場合のみ必要となります。

(2) 指定代理請求者からのご請求の場合、上記記載の書類に加え、次の書類が必要となります。

指定代理請求についての事情届、指定代理請求についての確認書、指定代理請求者の印鑑証明書（請求金額が500万円以下の場合、省略できます。）、被保険者と指定代理請求者が同居している場合は世帯全員の住民票（続柄記載のあるもの）同居していない場合は、健康保険被保険者証のコピー（カード式の場合は被保険者と指定代理人請求者それぞれのカードのコピー・続柄の判明する戸籍謄本（抄本））

給付金のご請求についてはフリーダイヤル0120-399-005までご連絡ください。（受付時間 9:00～17:00 土・日・祝日を除きます）

お支払いに関する重要事項が右記ページに記載されています。必ずご確認ください。 P8～10、11～17

自動車総連・医療共済

共通のお取り扱いについて

加入資格

(8月1日加入(更新)・2月1日加入(中途加入) 共通)

本人

自動車総連傘下組合の組合員および事務局で申込書記載の告知内容に該当し、2023年8月1日現在満15歳6カ月を超え、満69歳6カ月までの方。(生保部分の継続の場合は満79歳6カ月までの方、損保部分の継続の場合は満70歳6カ月までの方)

配偶者

本人の配偶者で申込書記載の告知内容に該当し、2023年8月1日現在満18歳以上、満69歳6カ月までの方。(生保部分の継続の場合は満79歳6カ月までの方、損保部分の継続の場合は満70歳6カ月までの方)ただし、2022年4月1日時点で満16歳以上満18歳未満の女性の方は配偶者として加入することができます。

子ども

本人の子どもで申込書記載の告知内容に該当し、2023年8月1日現在、満25歳6カ月までの方。

本人・配偶者の親(親介護保険金部分のみ)

本人および配偶者の戸籍上の実父母(養父母を除く)で、申込書記載の告知内容に該当し、2023年8月1日現在満25歳6カ月を超え満85歳6カ月までの方。

※自動車総連傘下組合の組合員および事務局およびその配偶者、子ども、本人・配偶者の親以外の方はご加入いただけませんのでご注意ください。尚、組合員資格を喪失した場合、自動車総連がその旨を把握できることを条件に継続することが可能です。(その場合は、新規加入・増額はできません。)

告知内容

本人

【現在の就業状態】

申込日(告知日)現在、病気やけがで休職・休業中でなく、かつ、病気により就業を制限されていません。

(注)「就業を制限」とは、勤務に制限を加える必要のあるもので、勤務先または医師等により労働時間の短縮、出張の制限、時間外労働の制限、労働負荷の制限などを指示されている場合をいいます。

配偶者・子ども

【現在の健康状態】

申込日(告知日)現在、医師による治療期間中または、薬の処方期間中ではありません。

(注)①「治療」には、指示・指導を含みます。

②「医師による治療期間」は初診から終診(医師の判断によるもの)までの期間をいいます。

本人・配偶者・子ども共通

【過去3ヵ月以内の健康状態】

申込日(告知日)より起算して過去3ヵ月以内に、医師による診察または健康診断・人間ドックを受け、その結果、検査(再検査・精密検査を含みます)・入院・手術をすすめていません。

(注)検査をすすめられ検査の結果、異常が認められなかった場合は該当しません。

【過去2年以内の健康状態】

申込日(告知日)より起算して過去2年以内に、医師による診察・検査・治療を受けた期間または薬の処方期間が、14日以上要した病気にかかったことはありません。

(注)①同一の病気で転院・転科している場合は通算します。

②「医師による診察・検査・治療を受けた期間」は初診から終診(医師の判断によるもの)までの期間をいいます。

③診察・検査の結果、異常が認められなかった場合は該当しません。

④「治療」には、指示・指導を含みます。

本人・配偶者の親(親介護保険金部分のみ)

【現在の健康状態】

申込日(告知日)現在、医師による治療期間中または、薬の処方期間中ではありません。

(注)①「治療」には、指示・指導を含みます。

②「医師による治療期間」は初診から終診(医師の判断によるもの)までの期間をいいます。

【過去5年以内の健康状態】

申込日(告知日)より起算して過去5年以内に、下記の項目で、医師の診察・検査・治療・投薬を受けたことはありません。

(注)「治療」には、指示・指導を含みます。

心筋こうそく、脳卒中(脳出血、脳こうそく、くも膜下出血)、認知症、アルツハイマー病、パーキンソン病、脊髄小脳変性症、筋萎縮性側索硬化症、知的障害、精神病、統合失調症

申込日(告知日)より起算して過去5年以内に高血圧を原因とする入院をしたことはありません。

【現在までの健康状態】

公的介護保険の要介護・要支援の認定を受けたこと、または認定の申請をしたことはありません。

※告知していただいた内容が事実と相違していた場合、給付金・保険金をお支払いできない場合があります。

申込方法

(8月1日加入(更新))

所定の申込書に必要事項を記入、押印のうえ、ご提出ください。継続する場合は、自動更新となりますので手続きは不要です。また、申込書の提出がない場合も自動更新となります。

(2月1日加入(中途加入))

所定の申込書に必要事項を記入、押印のうえ、ご提出ください。

申込締切日

2023年8月1日加入：2023年5月12日(金)

2024年2月1日加入：2023年10月31日(火)

保険期間

(8月1日加入(更新))

1年間(2023年8月1日～2024年7月31日)で以後毎年更新します。

(2月1日加入(中途加入))

6カ月間(2024年2月1日～2024年7月31日)で以後毎年1年ごとに更新します。

※保険期間中に脱退等で被保険者としての資格を失った場合には、喪失した月の月末までの保障となります。ただし、掛金の払込みが条件となります。

掛金

・掛金は指定口座から控除します。(8月1日加入：初回は7月より、2月1日加入：初回は1月より)

・引き去り日は毎月27日となります。(27日が非営業日の場合、翌営業日の引き去りとなります。)

・残高不足により振替不能の場合は翌月に2回分の掛金を引き去ります。

・2回分の掛金が引き去れなかった場合、翌月に別途送付されます振込依頼書にて3回分の掛金の振り込みをお願いします。指定の期日までに振込がない場合、脱退となりますのでご注意ください。

・「JC・Nソウレンイリョウ」にて引き去りがされます。

・「ジャックス」・「クレジット」・「JACCS」等と記載されることもありますのでご注意ください。

配当金・解約返れい金

この制度には、配当金および解約返れい金はありません。

諸変更のお届けについて

・登録口座変更について

登録口座を変更希望の場合、変更希望月の前月24日までに変更の用紙をご提出ください。

・脱退の申し出について

脱退を希望される場合、銀行引き去り停止の関係上、引き去り停止月の前月末日までに申し出ください。

●基本保障（生命保険部分）のお取り扱いについて●

加入取り扱いに関するご注意

- 配偶者、子どもだけの加入はできません。本人とセットでご加入ください。
- 配偶者、子どもの加入金額は、本人の加入金額と同額以下にしてください。
- 子どもを加入させるときは、加入資格のある子どもは全員同一特約に同額にて加入となります。
- 子どもについては、本人が加入している公的医療保険制度の被扶養者で本人と同一戸籍に記載されている方に限ります。

- 本人が脱退した場合には、配偶者・子どもは同時に脱退となります。
- 本人の疾病入院給付金について、通算支払日数が1,095日に到達した場合、疾病入院給付特約は消滅し、配偶者・子どもは同時に特約から脱退となります。
- 本人の災害入院給付金について、通算支払日数が1,095日に到達した場合、災害入院給付特約は消滅し、配偶者・子どもは同時に特約から脱退となります。

継続加入の取り扱い

一旦健康時に加入しますと、更新時健康状態に関する加入資格に該当しない場合でも前年度と同じ給付金額以下で継続加入できます。なお、更新の際に、給付金額等の変更の申し出がない場合は、従前どおりのご加入内容で継続となります。ただし、掛金は毎年の加入状況・年齢により算出し変更します。

給付内容

（＊）保障額を増額する場合、増額部分について「加入日」を「増額日」と読み替えます。（8月1日加入の場合のみ）

給付種類	給付事由	給付内容
疾病入院給付金	加入日（＊）以後に発病した疾病により保険期間中に治療を目的として1日以上入院をしたとき	入院1回につき 基準給付金額×入院日数をお支払いします。
災害入院給付金	加入日（＊）以後に発生した不慮の事故による傷害により保険期間中に治療を目的として1日以上入院をしたとき	入院1回につき 基準給付金額×入院日数をお支払いします。
手術給付金	加入日（＊）以後に発生した傷害または発病した疾病により保険期間中に治療を目的として所定の手術を受けたとき	手術1回につき、手術の種類に応じて、基準給付金額の5倍・10倍・20倍・40倍のいずれかをお支払いします。

※引受保険会社の職員または引受会社で委託した確認担当者が、給付金のご請求の際、ご請求内容等について確認する場合があります。保険金等のお支払いに関する約款規定については団体または引受保険会社までお問い合わせください。

給付金に関するご注意

（＊）保障額を増額する場合、増額部分について「加入日」を「増額日」と読み替えます。（8月1日加入の場合のみ）

【疾病入院給付金・手術給付金共通事項】

- 加入日（＊）前に発生した傷害または発病した疾病を直接の原因とする場合でも、加入日（＊）から起算して2年経過した後に入院を開始したとき・手術等を受けたときは該当する給付金をお支払いする場合があります。

【疾病入院給付金について】

- 入院とは、「別表1 入院」に定められたものとします。また、「三大疾病」とは、「別表3 対象となる悪性新生物・上皮内新生物、急性心筋梗塞、脳卒中」に定められたものとします。
- 次のいずれかに該当する入院は、疾病の治療を目的とする入院とみなします。
 - ①加入日（＊）以後に発生した不慮の事故による傷害の治療を目的として、その事故の日から起算して180日経過した後に開始した入院
 - ②加入日（＊）以後に発生した不慮の事故以外の外因による傷害の治療を目的とする入院
 - ③加入日（＊）以後に開始した、異常分娩のための入院
- 被保険者が疾病入院給付金の支払事由に該当する入院を2回以上し、かつ、それぞれの入院の直接の原因となった不慮の事故その他の外因による傷害、疾病または異常分娩が同一かまたは医学上重要な関係があると引受保険会社が認めたときは、1回の入院とみなします。ただし、疾病入院給付金が支払われることとなった最終の入院の退院日の翌日から起算して180日経過後に開始した入院については、新たな入院とみなします。
- 疾病入院給付金（124日型）のお支払日数は、1回の入院について124日、通算1,095日を限度とします。ただし、疾病入院給付金について、三大疾病（悪性新生物（がん）・上皮内新生物、急性心筋梗塞、脳卒中）の治療を目的とする入院の場合は、お支払日数の限度はありません。
- 被保険者が疾病入院給付金の支払事由に該当する入院を開始したときにその入院開始の直接の原因となった疾病と異なる疾病を併発してい

た場合、または入院中に異なる疾病を併発した場合には、その入院開始の直接の原因になった疾病により、継続して入院したものとみなして取り扱います。

- 正常分娩、治療処置を伴わない人間ドック検査、美容上の処置、疾病を直接の原因としない不妊手術等による入院は、疾病入院給付金のお支払対象となりません。なお、異常分娩を原因とする場合は疾病入院給付金のお支払対象となります。
- 疾病入院給付金と災害入院給付金が重複するとき、重複する期間については災害入院給付金のみをお支払いします。

【災害入院給付金について】

- 入院とは、「別表1 入院」に定められたものとします。また、「不慮の事故」とは、「別表2 対象となる不慮の事故」に定められたものとします。
- 災害入院給付金（124日型）のお支払日数は、1回の入院について124日、通算1,095日を限度とします。
- 被保険者が災害入院給付金の支払事由に該当する入院を2回以上し、かつ、それぞれの入院の直接の原因となった不慮の事故による傷害が同一と引受保険会社が認めたときは、1回の入院とみなします。ただし、その事故の日から起算して180日以内に開始した入院に限ります。

【手術給付金について】

- 手術とは、「別表4 手術給付表」に定められたものとします。また、「別表1 入院」に定められた「病院または診療所」における手術であることを要します。
- 同時に2種類以上の手術を受けた場合には、もっとも給付倍率の高いいずれか1種類の手術についてのみ手術給付金をお支払いします。
- 手術給付金の支払限度はありません。
- 美容整形上の手術、疾病を直接の原因としない不妊手術、診断・検査のための手術等は、手術給付金のお支払対象となりません。なお、異常分娩を原因とする場合は手術給付金のお支払対象となります。

自動車総連・医療共済

お支払いできない場合について（解除・免責等）

次のような場合には、給付金のお支払いはできません。（すでにお払い込みいただいた保険料についてもお返しできないことがあります。）

- 告知していただいた内容が事実と相違し、ご契約もしくは特約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が告知義務違反により解除となったとき
- 保険料のお払込みがなく、ご契約が失効したとき
- 契約者もしくは被保険者による詐欺の行為を原因として、ご契約もしくは特約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が取消しとなったとき（告知義務違反の態様が特に重大な場合には、詐欺としてご契約もしくは特約、またはご契約のその被保険者に対応する部分を取消しとさせていただきます。また、1年経過後にも取り消しとなる場合があります。）
- 契約者もしくは被保険者に給付金の不法取得目的があつて、ご契約もしくは特約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が無効となったとき
- 契約者、被保険者または受取人が給付金を詐取する目的で事故招致をしたときや暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたときなど、重大事由に該当し、ご契約もしくは特約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が解除となった場合
- 次のいずれかによりお支払事由に該当したとき

1. 疾病入院給付金、災害入院給付金、手術給付金について

- | | |
|-------------------------|---|
| ①契約者の故意または重大な過失 | ⑥その被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転をしている間に生じた事故 |
| ②その被保険者の故意または重大な過失 | ⑦その被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 |
| ③その被保険者の犯罪行為 | ⑧地震、噴火または津波（ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることがあります。） |
| ④その被保険者の精神障害の状態を原因とする事故 | ⑨戦争その他の変乱（ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることがあります。） |
| ⑤その被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 | |

＜疾病入院給付金、手術給付金については上記項目に加え、「その被保険者の薬物依存」が追加となります。＞

指定代理請求について

給付金受取人が被保険者の場合で、被保険者が給付金を請求できない特別な事情（注）があるときは、被保険者があらかじめ指定した次の方（指定代理請求者）が、その事情を示す書類その他所定の書類を提出して、被保険者に代わって給付金を請求することができます。

（注）「特別な事情」とは、たとえば、被保険者本人が、事故や病気などで寝たきりの状態になり、給付金のご請求を行なう意思表示が困難な場合を指します。

指定代理請求者は、給付金のご請求時において、次の1～5のうちのいずれかの方となります。

1. 被保険者の戸籍上の配偶者
2. 被保険者の直系血族
3. 被保険者の兄弟姉妹
4. 被保険者の3親等内の親族
5. 次のいずれかの方。ただし、その事実が確認でき、かつ、給付金受取人のために給付金を請求する適切な関係があると当社が認めた方に限ります。
 - A. 上記1～4以外の方（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある方など）で、被保険者と同居している方
 - I. 被保険者から委任を受ける等により、被保険者の財産の管理を行っている方（法人を除く）

お支払いした給付金は、指定代理請求者ではなく、被保険者本人に帰属します。

給付金を指定代理請求者にお支払いした場合には、その後重複して給付金をご請求いただいてもお支払いできません。

ご契約内容について指定代理請求者からお問い合わせがあった場合、引受保険会社はご契約者または被保険者にお問い合わせがあったことをお知らせせずに、指定代理請求者の権限の範囲で、回答することがあります。

指定代理請求者に給付金をお支払いした後、ご契約者または被保険者からお問い合わせがあった場合、引受保険会社はその給付金のお支払い状況について事実に基づき回答いたします。この結果、ご契約者または被保険者にお支払いの事実などを知られることがあります。

＊給付金のご請求時に指定代理請求者が未成年者・成年被後見人・破産者で復権を得ない者の場合は指定代理請求者からのご請求はできません。また、指定代理請求者の親権者・後見人からの代理請求もできません。

＊給付金の支払い事由を故意に生じさせた者、または故意に被保険者が給付金をご請求できない特別な事情を招いた者は指定代理請求者としての取扱いを受けることはできません。

指定代理請求者となられる方へ、あらかじめ「ご契約の内容」および「そのご契約の指定代理請求者であること」を必ずお知らせください。

医療保障保険契約内容登録制度

「医療保障保険契約内容登録制度」について あなたのご契約内容が登録されます。

引受保険会社は、一般社団法人生命保険協会および一般社団法人生命保険協会加盟の他の各生命保険会社（以下「各生命保険会社等」といいます。）とともに、無配当団体医療保険または医療保障保険（団体型・個人型）契約（以下「医療保障保険契約」といいます。）のお引受けの判断の参考とすることを目的として、「医療保障保険契約内容登録制度」に基づき、引受保険会社の医療保障保険契約に関する下記の登録事項を共同して利用しております。

医療保障保険契約のお申込みがあった場合、引受保険会社は、一般社団法人生命保険協会に、医療保障保険契約に関する下記の登録事項の全部または一部を登録します。ただし、医療保障保険契約をお引受けできなかったときは、その登録事項は消去されます。

一般社団法人生命保険協会に登録された情報は、同じ被保険者について医療保障保険契約のお申込みがあった場合、一般社団法人生命保険協会から各生命保険会社等に提供され、各生命保険会社等において、医療保障保険契約のお引受けの判断の参考とさせていただきます。また、登録の期間はお引受けの判断の参考とさせていただきます。期間は、契約日から医療保障保険契約の消滅時までとします。

各生命保険会社等はこの制度により知り得た内容を、医療保障保険契約のお引受けの判断の参考とする以外に用いることはありません。

また、各生命保険会社等は、この制度により知り得た内容を他に公開いたしません。

引受保険会社の医療保障保険契約に関する登録事項については、引受保険

会社[明治安田生命保険相互会社]が管理責任を負います。契約者または被保険者は、引受保険会社の定める手続に従い、登録事項の開示を求め、その内容が事実と相違している場合には、訂正を申し出ることができます。また、個人情報の保護に関する法律に遵守した対応がされずに登録事項が取扱われている場合、引受保険会社の定める手続に従い、利用停止あるいは第三者への提供の停止を求めることができます。上記各手続きの詳細については、引受保険会社コミュニケーションセンター（電話 0120-662-332）にお問い合わせください。

【登録事項】

- (1)被保険者の氏名、生年月日および性別
- (2)保険契約の種類（無配当団体医療保険、医療保障保険（団体型・個人型））
- (3)治療給付率
- (4)入院給付金日額または基準給付金額
- (5)保険契約の種類が無配当団体医療保険または医療保障保険（団体型）の場合、ご契約者名
- (6)保険契約の種類が医療保障保険（個人型）の場合、ご契約者の住所（市・区・郡までとします。）
- (7)契約日

その他、正確な情報の把握のため、契約および申込の状態に関して相互に照会することがあります。

※「医療保障保険契約内容登録制度」に参加している各生命保険会社名につきましては、一般社団法人生命保険協会ホームページ（<https://www.seiho.or.jp/>）の「加盟会社」をご参照ください。

保険会社からのお願い・ご注意

<給付金のご請求について>

- 給付金の支払事由が生じたときは、すみやかにご所属の団体（以下「保険契約者」といいます。）にご連絡のうえ、保険契約者を經由して引受保険会社にご請求ください。
- 給付金を請求する権利は、お支払事由が発生してから3年間で請求が無いと、消滅しますのでご注意ください。
- ご請求があった場合で、引受保険会社が必要と認めたときには医療機関等へ事実の確認に伺う場合があります。

<改姓、ご家族の異動の変更等について>

- ご加入の本人・配偶者・子どもに被保険者としての資格がなくなった場合にはすみやかに保険契約者を經由して引受保険会社にご通知ください。
- 被保険者の改姓等の場合には、すみやかに保険契約者を經由して引受保険会社にご通知ください。

<契約の適正運営等に関する事項について>

- 医療共済（家族特約付疾病入院給付特約付災害入院給付特約付手術給付特約付無配当団体医療保険【生命保険】）は、企業・団体を保険契約者として運営する保険商品で、団体の福利厚生制度です。今後の社会情勢や環境変化をふまえ、制度内容等を変更する場合があります。詳細については、企業・団体または引受保険会社までご確認ください。

個人情報に関する取扱いについて

<契約者と生命保険会社からのお知らせ>

当該保険の運営にあたっては、契約者は加入対象者（被保険者）の個人情報＜氏名、性別、生年月日、健康状態等＞（以下、「個人情報」といいます。）を取り扱い、契約者が保険契約を締結する生命保険会社（共同取扱会社を含みます。以下同じ。）へ提供いたします。契約者は、当該保険の運営において入手する個人情報を、本保険の事務手続きのため使用いたします。生命保険会社は受領した個人情報を各種保険契約の引受け・継続・維持管理、保険金・給付金等の支払い、子会社・関連会社・提携会社等を含む各種商品・サービスのご案内・提供、ご契約の維持管理、その他保険に関連・付随する業務のため使用（注）し、また、必要に応じて、契約者、他の生命保険会社および再保険会社へ上記目的の範囲内で提供します。なお、今後、個人情報に変更等が発生した際にも、引続き契約者および生命保険会社においてそれぞれ上記に準じ個人情報が取り扱われます。

記載の引受保険会社は、今後、変更する場合がありますが、その場合、個人情報は変更後の引受保険会社に提供されます。

（注）保健医療等の機微（センシティブ）情報については、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる目的に利用目的が限定されています。

なお、事務幹事会社の個人情報の取扱いにつきましては、ホームページ（<https://www.meijiyasuda.co.jp>）をご参照ください。

ー指定代理請求者の指定に際しご留意くださいー

指定された指定代理請求者の個人情報については、上記の加入対象者（被保険者）の個人情報と同様に取り扱われますので、お申込みにあたっては、指定代理請求者にその旨をご説明いただき、個人情報の取扱いについての同意を取得してください。

引受保険会社

明治安田生命保険相互会社

〔連絡先〕 広域組織法人部 法人営業第一部 〒100-0005 東京都千代田区丸の内2-1-1 明治安田生命ビル24階 TEL：03-6259-0033

当社は相互会社であり、ご契約者が「社員」（構成員）として会社の運営に参加する仕組みとなっています。相互会社においては、剰余金の分配のある保険契約のご契約者は社員となりますが、この保険契約は剰余金の分配のない契約ですので、この保険のご契約者は社員とはなりません。したがって、総代の選出に関する社員の権利等、社員が有する権利はありません。

この制度は生命保険会社と締結した家族特約付疾病入院給付特約付災害入院給付特約付手術給付特約付無配当団体医療保険契約に基づき運営します。

別表1 入院

1. 入院とは、医師(柔道整復師法に定める柔道整復師を含みます。)による治療(柔道整復師による施術を含みます。)が必要であり、かつ、自宅などで治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。
2. 「病院または診療所」とは、次のいずれかに該当するものをいいます。
- ① 医療法に定める日本国内にある病院または患者を収容する施設を有する診療所(四肢における骨折、脱臼、捻挫または打撲に関し施術を受けるため、柔道整復師法に定める施術所に収容された場合には、その施術所を含みます。)
 - ② ①の場合と同等の日本国外にある医療施設

別表2 対象となる不慮の事故

対象となる不慮の事故とは、表1によって定義づけられる急激かつ偶発的な外来の事故(ただし、疾病または体質的な要因を有する者が軽微な外因により発症したまたはその症状が悪化したときには、その軽微な外因は急激かつ偶発的な外来の事故とみなしません。)で、かつ、平成6年10月12日総務庁告示第75号に基づく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10(2003年版)準拠」に記載された分類のうち表2に定めるものをいいます(ただし、表2の「除外するもの」欄にあるものを除きます。)

表1 急激、偶発、外来の定義

用語	定義
1. 急激	事故から傷害の発生までの経過が直接的で、時間的間隔のないことをいいます(慢性、反復性、持続性の強いものは該当しません。)
2. 偶発	事故の発生または事故による傷害の発生が被保険者にとって予見できないことをいいます(被保険者の故意にもとづくものは該当しません。)
3. 外来	事故が被保険者の身体の外から作用することをいいます(疾病や疾病に起因するもの等身体の内部に原因があるものは該当しません。)

表2 対象となる不慮の事故の分類項目(基本分類コード)

分類項目(基本分類コード)	除外するもの
1. 交通事故(V01～V99)	
2. 不慮の損傷のその他の外因(W00～X59)	・ 飢餓・渴
・ 転倒・転落(W00～W19)	
・ 生物によらない機械的な力への曝露(W20～W49)(注1)	・ 騒音への曝露(W42) ・ 振動への曝露(W43)
・ 生物による機械的な力への曝露(W50～W64)	
・ 不慮の溺死および溺水(W65～W74)	
・ その他の不慮の窒息(W75～W84)	・ 疾病による呼吸障害、嚥下障害、精神神経障害の状態にある者の次の誤嚥〈吸引〉 胃内容物の誤嚥〈吸引〉(W78) 気道閉塞を生じた食物の誤嚥〈吸引〉(W79) 気道閉塞を生じたその他の物体の誤嚥〈吸引〉(W80)
・ 電流、放射線ならびに極端な気温および気圧への曝露(W85～W99)	・ 高圧、低圧および気圧の変化への曝露(W94)(高山病等)
・ 煙、火および火災への曝露(X00～X09)	
・ 熱および高温物質との接触(X10～X19)	
・ 有毒動植物との接触(X20～X29)	
・ 自然の力への曝露(X30～X39)	・ 自然の過度の高温への曝露(X30)中の気象条件によるもの(熱中症、日射病、熱射病等)
・ 有害物質による不慮の中毒および有害物質への曝露(X40～X49)(注2)(注3)	・ 疾病の診断、治療を目的としたもの
・ 無理ながんばり、旅行および欠乏状態(X50～X57)	・ 無理ながんばりおよび激しい運動または反復性の運動(X50)中の過度の肉体行使、レクリエーション、その他の活動における過度の運動 ・ 旅行および移動(X51)(乗り物酔い等) ・ 無重力環境への長期滞在(X52)
・ その他および詳細不明の要因への不慮の曝露(X58～X59)	
3. 加害にもとづく傷害および死亡(X85～Y09)	
4. 法的介入および戦争行為(Y35～Y36)	・ 合法的処刑(Y35.5)
5. 内科的および外科的ケアの合併症(Y40～Y84)	・ 疾病の診断、治療を目的としたもの
・ 治療上の使用により有害作用を引き起こした薬物、薬剤および生物学的製剤(Y40～Y59)によるもの(注3)	
・ 外科的および内科的ケア時における患者に対する医療事故(Y60～Y69)	
・ 治療および診断に用いて副反応を起こした医療用器具(Y70～Y82)によるもの	
・ 患者の異常反応または後発合併症を生じた外科的およびその他の医学的処置で、処置時には事故の記載がないもの(Y83～Y84)	

(注1)「曝露」とは、その環境にさらされることをいいます。

(注2) 洗剤、油脂およびグリース、溶剤その他の化学物質による接触皮膚炎ならびにサルモネラ性食中毒、細菌性食中毒(ブドウ球菌性、ボツリヌス菌性、その他および詳細不明の細菌性食中毒)およびアレルギー性・食事性・中毒性の胃腸炎、大腸炎は含まれません。

(注3) 外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎等は含まれません。

別表3 対象となる悪性新生物・上皮内新生物、急性心筋梗塞、脳卒中

1. 対象となる悪性新生物・上皮内新生物の範囲は、以下の（１）および（２）をいいます。

- （１）平成6年10月12日総務庁告示第75号に基づく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 I C D - 10（2003年版）準拠」に記載された分類項目中、表1の分類コードに規定される内容によるもので、かつ、厚生労働省大臣官房統計情報部編「国際疾病分類－腫瘍学 第3版」中、新生物の性状を表す第5桁コードが表2にあたるもの

表1 対象となる悪性新生物・上皮内新生物の分類コード

分 類 項 目	分類コード
口唇、口腔および咽頭の悪性新生物	C00－C14
消化器の悪性新生物	C15－C26
呼吸器および胸腔内臓器の悪性新生物	C30－C39
骨および関節軟骨の悪性新生物	C40－C41
皮膚の黒色腫およびその他の皮膚の悪性新生物	C43－C44
中皮および軟部組織の悪性新生物	C45－C49
乳房の悪性新生物	C50
女性生殖器の悪性新生物	C51－C58
男性生殖器の悪性新生物	C60－C63
腎尿路の悪性新生物	C64－C68
眼、脳およびその他の中枢神経系の部位の悪性新生物	C69－C72
甲状腺およびその他の内分泌腺の悪性新生物	C73－C75
部位不明確、続発部位および部位不明の悪性新生物	C76－C80
リンパ組織、造血組織および関連組織の悪性新生物	C81－C96
独立した（原発性）多部位の悪性新生物	C97
上皮内新生物	D00－D09
性状不詳または不明の新生物①	D37－D48
血液および造血器の疾患ならびに免疫機構の障害②	D50－D89

備考

①たとえば、真正赤血球増加症＜多血症＞（D45）、骨髓異形成症候群（D46）、慢性骨髓増殖性疾患（D47.1）、本態性（出血性）血小板血症（D47.3）です。

②たとえば、ランゲルハンス細胞組織球症（D76.0）です。

表2 対象となる新生物の性状を表す第5桁コード

新生物の性状を表す第5桁コード
／2…上皮内癌 上皮内 非浸潤性 非侵襲性
／3…悪性、原発部位
／6…悪性、転移部位 悪性、続発部位
／9…悪性、原発部位または転移部位の別不詳

- （２）平成31年4月2日以降に診断確定された子宮頸部、膣部、外陰部および肛門部の中等度異形成

（注）国際対がん連合（UICC）の「TNM分類」が「T0」のものは、対象となる悪性新生物・上皮内新生物に含みません。

2. 対象となる急性心筋梗塞、脳卒中の範囲は、平成6年10月12日総務庁告示第75号に基づく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 I C D - 10（2003年版）準拠」に記載された分類項目中、下表の分類コードに規定される内容によるもの（ただし I 23、I 69.0、I 69.1または I 69.3以外であっても、当該分類項目を直接の医学的原因とする続発症・合併症・後遺症と当会社が認めたものを含みます。）とします。

表 対象となる急性心筋梗塞、脳卒中の分類コード

疾病の種類	分 類 項 目	分類コード
急性心筋梗塞	急性心筋梗塞	I 21
	再発性心筋梗塞	I 22
	急性心筋梗塞の続発合併症	I 23
脳 卒 中	くも膜下出血	I 60
	脳内出血	I 61
	脳梗塞	I 63
	くも膜下出血の続発・後遺症	I 69.0
	脳内出血の続発・後遺症	I 69.1
	脳梗塞の続発・後遺症	I 69.3

別表4 手術給付表

「手術」とは、治療を直接の目的とする下表の手術番号1～89を指します。ただし、次の①～③は手術にあたりません。

① 吸引、穿刺、洗浄などの「処置」 ② 神経ブロック ③ 輸血・点滴
また、手術番号1～88においては、器具を用い、生体に切断、摘除、およびそれに準ずる操作を加えることをいいます。

手術 番号	手術の種類	基準給付金額 に対する給付倍率 倍
§ 皮膚・乳房の手術		
1.	植皮術(25cm未満は除く。)	20
2.	乳房切断術	20
§ 筋骨の手術(抜釘術は除く。)		
3.	骨移植術(軟骨移植術は含まない。)	20
4.	骨髄炎・骨結核手術(膿瘍の単なる切開は除く。)	20
5.	頭蓋骨観血手術(鼻骨・鼻中隔を除く。)	20
	注1(観血手術)	
6.	鼻骨観血手術	10
	注1(観血手術)	
7.	上顎骨・下顎骨・顎関節観血手術(歯・歯肉の処置に伴うものは含まない。)	20
	注1(観血手術)	
8.	脊椎(椎骨・椎間板を含む。）・骨盤観血手術	20
	注1(観血手術)	
9.	鎖骨・肩胛骨・肋骨・胸骨観血手術	10
	注1(観血手術)	
10.	四肢切断術(手指・足指を除く。)	20
	注2(手指・足指)	
11.	切断四肢再接合術(骨・関節の離断に伴うもの。)	20
12.	四肢骨・四肢関節観血手術(手指・足指を除く。)	10
	注1(観血手術)、注2(手指・足指)	
13.	筋・腱・靱帯観血手術(手指・足指を除く。筋炎手術および筋・腱・靱帯に及ばない皮下軟部腫瘍の摘出術は含まない。)	10
	注1(観血手術)、注2(手指・足指)	
§ 呼吸器・胸部の手術		
14.	慢性副鼻腔炎根本手術	10
15.	喉頭観血手術(咽頭・扁桃腺に対する手術は含まない。)	20
	注1(観血手術)	
16.	気管・気管支・肺・胸膜手術(開胸術を伴うもの。)	20
	注3(開胸術)	
17.	胸郭形成術	20
18.	縦隔腫瘍摘出術	40
§ 循環器・脾の手術		
19.	観血的血管形成術(血液透析用外シャント形成術は除く。)	20
	注1(観血手術)	
20.	静脈瘤根本手術	10
21.	大動脈・大静脈・肺動脈・肺静脈・冠動脈手術(開胸・開腹術を伴うもの。)	40
	注3(開胸・開腹術)	
22.	心膜切開・縫合術	20
23.	直視下心臓内手術	40
24.	体内用ペースメーカー埋込術(電池交換を含む。)	10
25.	脾摘除術	20
§ 消化器の手術		
26.	耳下腺腫瘍摘出術	20
27.	顎下腺腫瘍摘出術	10
28.	食道離断術	40

手術 番号	手術の種類	基準給付金額 に対する給付倍率 倍
29.	胃切除術	20
30.	その他の胃・食道手術(開胸・開腹術を伴うもの。)	20
	注3(開胸・開腹術)	
31.	腹膜炎手術	20
32.	肝臓・胆嚢・胆道・膵臓観血手術	20
	注1(観血手術)	
33.	ヘルニア根本手術	10
34.	虫垂切除術・盲腸縫縮術	10
35.	直腸脱根本手術	20
36.	その他の腸・腸間膜手術(開腹術を伴うもの。)	20
	注3(開腹術)	
37.	痔瘻・脱肛・裂肛・痔核根本手術(根治を目的としたもの。)	10
§ 尿・性器の手術		
38.	腎移植手術(受容者に限る。)	40
39.	腎臓・腎盂・尿管・膀胱観血手術(経尿道的操作は除く。)	20
	注1(観血手術)	
40.	尿道狭窄観血手術(経尿道的操作は除く。)	20
	注1(観血手術)	
41.	尿瘻閉鎖観血手術(経尿道的操作は除く。)	20
	注1(観血手術)	
42.	陰茎切断術	40
43.	睾丸・副睾丸・精管・精索・精嚢・前立腺手術	10
44.	陰嚢水腫根本手術	10
45.	子宮広汎全摘除術(単純子宮全摘などの子宮全摘除術は除く。)	40
46.	子宮頸管形成術・子宮頸管縫縮術	10
47.	帝王切開娩出術	10
48.	子宮外妊娠手術	20
49.	子宮脱・膣脱手術	20
50.	その他の子宮手術(子宮頸管ポリープ切除術・人工妊娠中絶術を除く。)	20
51.	卵管・卵巣観血手術(経膣的操作は除く。)	20
	注1(観血手術)	
52.	その他の卵管・卵巣手術	10
§ 内分泌器の手術		
53.	下垂体腫瘍摘除術	40
54.	甲状腺手術	20
55.	副腎摘除術	20
§ 神経の手術		
56.	頭蓋内観血手術	40
	注1(観血手術)	
57.	神経観血手術(形成術・移植術・切除術・減圧術・開放術・捻除術。)	20
	注1(観血手術)	
58.	観血的脊髄腫瘍摘出手術	40
	注1(観血手術)	
59.	脊髄硬膜内外観血手術	20
	注1(観血手術)	

手術番号	手術の種類	基準給付金額 に対する給付倍率 倍
§ 感覚器・視器の手術		
60.	眼瞼下垂症手術	10
61.	涙小管形成術	10
62.	涙嚢鼻腔吻合術	10
63.	結膜嚢形成術	10
64.	角膜移植術	10
65.	観血的前房・虹彩・硝子体・眼窩内異物除去術	10
	注1（観血手術）	
66.	虹彩前後癒着剥離術	10
67.	緑内障観血手術	20
	注1（観血手術）	
68.	白内障・水晶体観血手術	10
	注1（観血手術）	
69.	硝子体観血手術	10
	注1（観血手術）	
70.	網膜剥離症手術	10
71.	レーザー・冷凍凝固による眼球手術（施術の開始 日から60日の間に1回の給付を限度とする。）	10
72.	眼球摘除術・組織充填術	20
73.	眼窩腫瘍摘出術	20
74.	眼筋移植術	10
§ 感覚器・聴器の手術		
75.	観血的鼓膜・鼓室形成術（鼓膜切開術・チュービン グ術は含まない。）	20
	注1（観血手術）	
76.	乳様洞切開術	10
77.	中耳根本手術	20
78.	内耳観血手術	20
	注1（観血手術）	
79.	聴神経腫瘍摘出術	40
§ 悪性新生物の手術		
80.	悪性新生物根治手術（ファイバースコープまたは血 管・バスケットカテーテルによる手術は除く。）	40
	注4（悪性新生物根治手術）	

注1（観血手術）

「観血手術」とは、臓器に切開を加えて直視下で行なう手術をいいます。なお、「腹腔鏡下」「胸腔鏡下」「関節鏡下」に行なわれる手術も「観血手術」として取り扱います。

注2（手指・足指）

「手指」とは、中手指節間関節を含まない末梢（末節骨・中節骨・基節骨の一部）の部位をいいます。「足指」とは、中足指節間関節を含まない末梢（末節骨・中節骨・趾骨・基節骨の一部）の部位をいいます。

注3（開頭術・開胸術・開腹術）

「開頭術」とは、頭蓋骨を開き、硬膜を露出、切開して行なわれる観血手術をいいます。なお、頭蓋骨を開くことを伴う診断・検査も含まれます。「開胸術」とは、胸膜を切開して胸腔内臓器に対して行なわれる観血手術をいいます。なお、胸膜の切開を伴う診断・検査も含まれます。「開腹術」とは、腹膜を切開して腹腔内臓器に対して行なわれる観血手術をいいます。なお、腹膜の切開を伴う診断・検査も含まれます。

別表5 公的医療保険制度

「公的医療保険制度」とは、次のいずれかの法律に基づく医療保険制度をいいます。

- 健康保険法
- 国民健康保険法
- 国家公務員共済組合法
- 地方公務員等共済組合法
- 私立学校教職員共済法
- 船員保険法
- 高齢者の医療の確保に関する法律

手術番号	手術の種類	基準給付金額 に対する給付倍率 倍
81.	悪性新生物温熱療法（施術の開始日から60日の間に1回の給付を限度とする。）	10
82.	その他の悪性新生物手術（ファイバースコープまたは血管・バスケットカテーテルによる手術は除く。）	20
§ 上記以外の手術		
83.	上記以外の開頭術	10
	注3（開頭術）	
84.	上記以外の開胸術	10
	注3（開胸術）	
85.	上記以外の開腹術	10
	注3（開腹術）	
86.	衝撃波による体内結石破碎術（施術の開始日から60日の間に1回の給付を限度とする。）	10
87.	ファイバースコープまたは血管・バスケットカテーテルによる脳・喉頭・胸・腹部臓器手術（検査・処置は含まない。施術の開始日から60日の間に1回の給付を限度とする。）	10
§ 新生物放射線照射		
88.	新生物放射線照射（施術の開始日から60日の間に1回の給付を限度とする。）	10
§ その他の入院時手術		
89.	次のすべてを満たす手術（施術の開始日から60日の間に1回の給付を限度とする。）	5
	注5（その他の入院時手術）	
	(1) 入院日数が1日以上 of 入院中に受けた手術	
	(2) 手術の直接の原因が入院の原因と同一	
	(3) 公的医療保険制度に基づく診療報酬点数表によって手術料が算定される手術	
	(4) 手術番号1～88以外の手術	

注4（悪性新生物根治手術）

手術番号80の「悪性新生物根治手術」とは、悪性新生物組織の完全な除去を目的として行なう観血手術で、原発病果を含めてその周囲組織を広範に切除し、転移の可能性のあるリンパ節を郭清する手術をいいます。再発・転移病果に対する手術については、悪性新生物根治手術には該当しません（手術番号82の「その他の悪性新生物手術」とします）。

注5（その他の入院時手術）

「その他の入院時手術」の用語の定義は以下のとおりとします。

- ①「入院」とは、医師による治療が必要であり、かつ自宅等での治療が困難なため、所定の病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。
- ②「入院日数が1日」とは、①「入院」にあてはまる入院の日数が暦（こよみ）の上で数えて1日であることをいいます。また、入院の有無は、入院基本料の支払の有無などを参考にして判断します。
- ③「公的医療保険制度」とは、別表5に定める医療保険制度をいいます。
- ④「診療報酬点数表」とは、手術を受けた時点において、厚生省告示および厚生労働省告示に基づき定められている診療報酬点数表をいいます。

自動車総連・医療共済

三大疾病、女性疾病、七大疾病・介護、親介護(損害保険部分)のお取り扱いについて

加入取り扱いに関するご注意

- 三大疾病、女性疾病、七大疾病・介護のみのご加入はできません。基本保障と同額にてご加入ください。
- 配偶者が女性疾病に加入する場合は、本人の三大疾病または七大疾病・介護加入が条件です。
- 親介護について、本人の親は、本人の七大疾病・介護加入が条件です。配偶者の親は、配偶者の七大疾病・介護加入が条件です。
- 配偶者だけ、本人・配偶者の親だけの加入はできません。
- ごどもは加入できません。
- 本人が脱退した場合には、配偶者、本人・配偶者の親は同時に脱退となります。
- 2月1日加入(中途加入)につきまして以下のお取り扱いはできませんのでご注意願います。
 - ・既に本制度にご加入している方(配偶者・親を含みます)の、コース(保険金額)変更
 - ・既に本制度にご加入している方、配偶者・親の追加加入

保険金のお支払い

- 入院保険金・手術保険金・介護保険金・親介護保険金のお支払いは、保険期間中に発生した事故による傷害または発病した疾病を原因とし、かつ保険期間中に保険金のお支払事由に該当したときに限ります。また、保険期間満了後の入院・手術はお支払いの対象となりません。
 - 保険期間開始時より前に発病した疾病または発生した事故による傷害の治療を目的とした入院・手術等はお支払いの対象となりません(注)。ただし、初年度契約の保険期間開始時からその日を含めて1年以上経過してからの疾病による入院・手術等につきましては保険金をお支払いいたします。
 - (注) したがって、保険期間開始時より前に発病した疾病または発生した事故による傷害について、正しく告知して契約した場合であっても、保険金支払の対象外となる場合があります。
 - お支払いする保険金の額は、保険金支払事由の原因が発生した時からその日を含めて1年を経過した後に保険金支払事由が新たに生じた場合を除き、次のいずれか低い額とします。
 - ①保険金支払事由の原因が発生した時の保険金の支払条件により算出された保険金の額
 - ②保険金支払事由が新たに生じた時の保険金の支払条件により算出された保険金の額
 - 被保険者が転入院または再入院をした場合、転入院または再入院を証する書類があるときは継続した1回の入院とみなします。
 - 被保険者が入院保険金の支払事由に該当する入院を2回以上し、かつ、それぞれの入院の直接の原因となった傷害もしくは疾病が同一かまたは医学上重要な関係があるときは、1回の入院とみなします。ただし、最終の入院の退院日の翌日からその日を含めて180日経過後に開始した入院については、新たな入院とみなします。
 - 被保険者が、所定の手術を受けた場合に、手術保険金をお支払いします。ただし、骨折時に埋め込んだ金具を抜く手術(抜釘術)や単なる皮膚の縫合術などは、手術保険金のお支払対象になりません。
 - 同一の特約について、同時に2種類以上の手術を受けた場合には、もっとも倍率の高いいずれか1種類の手術に対して手術保険金をお支払いします。
 - 保険金受取人は被保険者本人になります。
 - 介護保険金・親介護保険金のお支払いにあたり、年額保険料の払込みが完了していない場合には、未払込保険料の全額を一時にお払込みいただきます。
 - 詳細は約款の規定によります。
- お支払対象となる三大疾病、糖尿病・高血圧性疾患、腎臓病・肝臓病、女性疾病、手術および倍率、要介護状態等の詳細については、引受損害保険会社のホームページ(<https://www.meijiyasuda-sonpo.co.jp/>)をご覧ください。
- なお、引受損害保険会社のホームページには、約款の掲載に加え「お問い合わせ窓口」⇒「よくあるご質問」欄に主なお支払いに関するQ&Aが掲載されています。

保険金をお支払いできない場合

- 入院保険金・手術保険金をお支払いできない主な場合(三大疾病入院保険金、三大疾病手術保険金を除きます)。
 - ①被保険者の故意または重大な過失
 - ②被保険者の犯罪行為
 - ③被保険者の精神障害の状態を原因とする事故
 - ④被保険者の泥酔の状態を原因とする事故
 - ⑤被保険者が法令に定める運転資格をもたないで運転をしている間に生じた事故
 - ⑥被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故
 - ⑦被保険者の薬物依存
 - ⑧地震、噴火または津波
 - ⑨戦争その他の変乱ただし、⑧⑨については、その程度によりお支払いする場合があります。
- 介護保険金をお支払いできない主な場合。
 - ①被保険者の故意または重大な過失
 - ②被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為
 - ③被保険者が法令に定められた運転資格(運転する地における法令によるものをいいます。)を持たないで、または法令に定める酒気を帯びた状態で自動車または原動機付自転車を運転している間に生じた事故
 - ④被保険者の麻薬、あへん、大麻または覚せい剤等の使用、アルコール依存、薬物依存または薬物乱用。ただし、治療を目的とした使用による場合を除きます。
- 親介護保険金をお支払いできない主な場合。
 - ①被保険者の故意または重大な過失
 - ②被保険者の親の故意または重大な過失
 - ③被保険者の親の自殺行為、犯罪行為または闘争行為
 - ④被保険者の親が法令に定められた運転資格(運転する地における法令によるものをいいます。)を持たないで、または法令に定める酒気を帯びた状態で自動車または原動機付自転車を運転している間に生じた事故
 - ⑤被保険者の親の麻薬、あへん、大麻または覚せい剤等の使用、アルコール依存、薬物依存または薬物乱用。ただし、治療を目的とした使用による場合を除きます。

ただし、②③④については、親介護保険金を支払わないのはその被保険者の親に生じた要介護状態に限りです。

※なお、告知義務違反によりご契約が解除された場合は、入院保険金・手術保険金・介護保険金・親介護保険金のお支払いができません。また、解除された場合は、既にお払いいただいた保険料をお返しできません。

重大事由による解除について

保険金を取得する目的で保険金支払事由を故意に起こした場合や、保険金の請求について詐欺を行なった場合、または暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合など、保険会社との間の信頼関係を損ない、保険契約の存続を困難とする重大な事由が生じた場合は、ご契約のその被保険者(保険の対象となる方)に対する部分が解除されたり、保険金をお支払いできないことがありますのでご注意ください。

保険金のご請求

保険金のお支払い事由が発生したときは、保険金のお支払い事由の発生の日からその日を含めて30日以内に団体窓口または明治安田損害保険(株)へお知らせください。正当な理由がなく通知が遅れた場合は、保険金を全額お支払いできないことがあります。

<代理請求制度について>

ご加入者(被保険者)に保険金を請求できない事情がある場合で、かつ、ご加入者の代理人がいなときは、次の方のいずれかが、ご加入者の代理人として保険金を請求することができます。

- ①ご加入者と同居または生計を共にする配偶者(法律上の配偶者に限ります。)
 - ②上記①の方がいない場合または上記①の方に保険金を請求できない事情がある場合、ご加入者と同居または生計を共にする3親等内の親族
 - ③上記①および②の方がいない場合または上記①および②の方に保険金を請求できない事情がある場合、上記①以外の配偶者(法律上の配偶者に限ります。)
- ※代理人となりうる上記の方に、ご契約内容および代理請求制度についてお伝えください。

継続加入の取り扱い

いったん健康時に加入しますと、更新時健康状態に関する加入資格に該当しない場合でも前年度と同じ入院保険金日額以下で継続加入できます。
なお、更新の際に、入院保険金日額等の変更の申し出がない場合は、従前どおりのご加入内容で継続となります。ただし、掛金は毎年の加入状況等により算出し変更となる場合があります。

お支払対象となる疾病等の定義

○三大疾病入院保険金および三大疾病手術保険金における三大疾病（がん、急性心筋梗塞、脳卒中）には、次のような事例があります。

悪性新生物・ 上皮内新生物 (がん・上皮内がん)	1. 口唇、口腔および咽頭の悪性新生物 2. 消化器の悪性新生物 3. 呼吸器および胸腔内臓器の悪性新生物 4. 骨および関節軟骨の悪性新生物 5. 皮膚の黒色腫およびその他の皮膚の悪性新生物 6. 中皮および軟部組織の悪性新生物 7. 乳房の悪性新生物 8. 女性生殖器の悪性新生物 9. 男性生殖器の悪性新生物 10. 腎尿路の悪性新生物	11. 眼、脳およびその他の中枢神経系の部位の悪性新生物 12. 甲状腺およびその他の内分泌腺の悪性新生物 13. 部位不明確、続発部位および部位不明の悪性新生物 14. リンパ組織、造血組織および関連組織の悪性新生物 15. 独立した（原発性）多部位の悪性新生物 16. 上皮内新生物 17. 真正赤血球増加症＜多血症＞、骨髓異形成症候群、慢性骨髓増殖性疾患、本態性（出血性）血小板血症 18. ラングレハンス細胞組織球症
急性心筋梗塞	19. 急性心筋梗塞 20. 再発性心筋梗塞 21. 急性心筋梗塞の続発合併症	
脳卒中	22. くも膜下出血 23. 脳内出血 24. 脳梗塞	25. くも膜下出血の続発・後遺症 26. 脳内出血の続発・後遺症 27. 脳梗塞の続発・後遺症

※対象となる三大疾病を直接の医学的原因とする続発症、合併症、後遺症を含みます。

○糖尿病・高血圧入院保険金および糖尿病・高血圧手術保険金における糖尿病・高血圧性疾患の範囲は次のとおりです。

糖尿病	1. 糖尿病
高血圧性疾患	2. 高血圧性疾患

○腎臓病・肝臓病入院保険金および腎臓病・肝臓病手術保険金における腎臓病・肝臓病の範囲は次のとおりです。

腎臓病	1. 糸球体疾患 2. 腎尿管間質性疾患 3. 腎不全	4. 尿路結石症 5. 腎および尿管のその他の障害
肝臓病	6. ウイルス肝炎 7. 肝疾患	

○女性疾病入院保険金および女性疾病手術保険金における女性疾病の範囲は次のとおりです。

悪性新生物	1. 乳房の悪性新生物 2. 女性生殖器の悪性新生物	
乳房および 女性生殖器の疾患	3. 乳房の障害 4. 女性骨盤臓器の炎症性疾患 5. 女性生殖器の非炎症性障害 6. 女性生殖器の先天奇形	
妊娠、分娩および 産褥の合併症	7. 流産に終わった妊娠 8. 妊娠、分娩および産褥における浮腫、蛋白尿および高血圧性障害 9. 主として妊娠に関連するその他の母体障害 10. 胎児および羊膜腔に関連する母体ケアならびに予想される分娩の諸問題	11. 分娩の合併症 12. 分娩（自然頭位分娩、自然分娩、単胎自然分娩は除く） 13. 主として産褥に関連する合併症 14. その他の産科的病態、他に分類されないもの
乳房または女性生殖器の 良性新生物、性状不詳 または不明の新生物	15. 乳房の良性新生物 16. 子宮平滑筋腫 17. 子宮のその他の良性新生物 18. 卵巣の良性新生物	19. その他および部位不明の女性生殖器の良性新生物 20. 女性生殖器の性状不詳または不明の新生物 21. 乳房の性状不詳または不明の新生物

○女性疾病手術保険金における特定障害の治療を直接の目的とする形成術等は次のとおりです。

瘢痕の原因となった傷害または疾病	1. 瘢痕に対する植皮術 2. 瘢痕形成術（非観血手術を除く）
足指の後天性変形	3. 足指の後天性変形に対する形成術（非観血手術を除く）
乳房切除の原因となった傷害または疾病	4. 乳房切除術（生検を除く）

○介護保険金および親介護保険金における所定の要介護状態は次のとおりです。

- ①公的介護保険要介護2以上の認定がなされた場合
②保険期間中に以下の状態となり、その状態が保険期間中に90日を超えて継続した場合

寝たきりにより 介護が必要な状態	終日就床（介護なしでは終日ベッド周辺での生活に限定される状態をいいます。）しており、かつ、次のいずれにも該当する状態をいいます。 イ. 歩行の際に、補助用具（義手、義足、車いす等をいいます。）を用いても、所定の介護を必要とする状態にあるために、常に他人の介護が必要であること ロ. 次のいずれかの行為の際に、補助用具（義手、義足、車いす等をいいます。）を用いても、所定の介護を必要とする状態にあるために、常に他人の介護が必要であること （イ）食事 （ロ）排せつ （ハ）入浴 （ニ）衣類の着脱
認知症により 介護が必要な状態	認知症（正常に発達した知的機能が、脳内に後天的に生じた器質的な病変または損傷により、全般的かつ持続的に低下することをいいます。）であり、かつ、認知症により次のいずれかに該当する状態をいいます。 イ. 次のいずれかの行為の際に、補助用具（義手、義足、車いす等をいいます。）を用いても、所定の介護を必要とする状態にあるために、常に他人の介護が必要であること （イ）歩行 （ロ）食事 （ハ）排せつ （ニ）入浴 （ホ）衣類の着脱 ロ. 次に掲げる通常の日常生活を逸脱したいずれかの問題行動またはそれらと同程度の介護を必要とする問題行動があるために、常に他人の介護が必要であること （イ）徘徊をする、または迷子になる。（ロ）過食、拒食または異食をする。（ハ）所かまわず排せつをする、または弄便等の不潔行為をする。（ニ）乱暴行為または破壊行為をする。（ホ）興奮し騒ぎ立てる。（ヘ）火の不始末をする。（ト）物を盗む、またはむやみに物を集める。

自動車総連・医療共済

告知の大切さに関するご案内

告知の大切さについて、ご確認ください。

- 保険制度は多数の人々が保険料を出しあって相互に補償しあう制度です。したがって、初めから健康状態の悪い人が他の人と同じ条件でご契約されますと保険料負担の公平性が保たれません。このため、ご加入（増額）時には重要な事項を正しく申し出ていただく義務（告知義務）があります。
- ご加入（増額）の申込みにあたっては、現在の就業状態や健康状態、過去の傷病歴等「加入申込書兼告知書」に記載された告知内容について、必ずご確認ください。現在の就業状態や健康状態、過去の傷病歴等「加入申込書兼告知書」に記載された告知内容に該当しない場合は、お申込みいただくことはできません。
- 現在の就業状態や健康状態、過去の傷病歴等に関する告知内容が事実と相違する場合には、保険期間開始時※からその日を含めて1年以内であれば、ご契約（増額部分）が解除されることがあります。また、保険期間開始時※から1年を経過していても、保険期間開始時※からその日を含めて1年以内に、保険金の支払事由が生じていた場合は、ご契約（増額部分）が解除されることがあります（解除された場合は、既にお払い込みいただいた保険料をお返しできないことがあります）。
※継続契約の場合は、初年度契約の保険期間開始時をいいます。ただし、継続前契約に比べて保険金額を増額した場合は、増額した継続契約の保険期間開始時をいい、増額部分について同様に扱います。
- ご契約（増額部分）が解除された場合には、保険金の支払事由が生じていても、保険金をお支払いすることはできません。ただし、「保険金の支払事由の発生」と「解除の原因となった事実」に因果関係がなければ、保険金をお支払いします。
- ご加入後、または保険金のご請求の際、告知内容についてご確認ください場合があります。
- 現在ご加入の他のご契約を解約、減額等をするを前提に、ご加入（増額）のお申込みをされる場合は、あらたに告知していただきます。
- 新たにご加入（増額）の責任開始期前の発病などは保険金をお受け取りいただけない場合があります。特に親介護特約については、対象となる方の現在の健康状態等について必ずご確認ください。
- 告知内容についてご不明な点がある場合や、告知すべき内容を後日思い出された場合には、取扱代理店または団体保険で照会窓口（0120-661-320、受付時間：平日（土曜・日曜・祝日・年末・年始は除く）9：00～17：00）までご連絡ください。

明治安田損害保険株式会社

個人情報の取扱い

契約者と引受損害保険会社からのお知らせ

この保険の運営にあたっては、契約者は加入対象者（被保険者）の個人情報＜氏名、性別、生年月日、健康状態等＞（以下、「個人情報」といいます。）を取り扱い、契約者が保険契約を締結する引受損害保険会社（共同取扱会社を含みます。以下同じ。）へ提出いたします。契約者は、この保険の運営において入手する個人情報を、本保険の事務手続きのため使用いたします。引受損害保険会社は受領した個人情報を各種保険契約の引受け・継続・維持管理、保険金・給付金等の支払い、関連する会社を含む各種商品・サービスのご案内・提供、ご契約の維持管理、その他保険に関連・付随する業務のため利用（注）し、また、必要に応じて、契約者、明治安田生命保険相互会社、取扱代理店、他の損害保険会社および再保険会社に上記目的の範囲内で提供します。なお、今後、個人情報に変更等が発生した際にも、引き続き契約者および引受損害保険会社においてそれぞれ上記に準じ個人情報が取り扱われます。

記載の引受損害保険会社は、今後、変更する場合がありますが、その場合、個人情報は変更後の引受損害保険会社へ提供されます。

（注）保健医療等の機微（センシティブ）情報については、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる目的に利用目的が限定されています。

なお、明治安田損害保険株式会社の個人情報の取扱いにつきましては、ホームページ（<https://www.meijiyasuda-sonpo.co.jp/>）をご参照ください。

保険会社破綻時等の取扱いについて

引受損害保険会社の経営が破綻した場合等において、この保険は契約者保護の仕組みである「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金、返れい金等は原則として90%まで補償されます。

引受損害保険会社

明治安田損害保険株式会社

〔連絡先〕 営業推進部 〒101-0048 東京都千代田区神田司町2-11-1 明治安田損害保険ビル7F TEL：03-3257-3177

この制度は損害保険会社と締結した医療保険契約に基づき運営します。保険契約の約款については引受損害保険会社のホームページ（<https://www.meijiyasuda-sonpo.co.jp/>）をご覧ください。

この医療保険契約には下記の特約がセットされています。

三大疾病入院特約、三大疾病手術特約、糖尿病・高血圧入院特約、糖尿病・高血圧手術特約、腎臓病・肝臓病入院特約、腎臓病・肝臓病手術特約、女性疾病入院特約、女性疾病手術特約、介護特約、親介護特約

取扱代理店

株式会社日本共同システム TEL：03-6890-0330 明治安田生命保険相互会社 TEL：03-6259-0033

契約概要・注意喚起情報【生命保険】

自動車総連・医療共済（基本保障）＜家族特約付疾病入院給付特約付災害入院給付特約付手術給付特約付無配当団体医療保険＞

医療共済の必要性

制度のポイント

保障内容・掛金

加入方法

お取り扱いについて

契約概要・注意喚起情報

退職後終身医療保険のご案内

記入例

意向確認【ご加入前のご確認】

ご加入の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を【契約概要】、ご加入に際して特にご注意いただきたい事項を【注意喚起情報】に記載していますので、ご加入前に必ずお読みください。また、各事項の詳細につきましては本パンフレットの該当箇所を必ずご参照ください。ご加入にあたっては、【契約概要】【注意喚起情報】および本パンフレットの内容とあわせて、保障内容・保険金額・保険料等がご意向に沿った内容となっているか、ご確認のうえお申込み（新規加入・増額）ください。

契約概要【ご契約内容】

① 商品の仕組み

企業・団体の従業員・所属員等の方のために、企業・団体を保険契約者として運営する保険商品です。

② 加入資格・保険期間・保障内容・保険料・保険金等のお支払い（支払事由）

本パンフレットの該当ページをご覧ください。

制度名	加入資格	保険期間	保障内容 保険料	支払事由
自動車総連・医療共済（基本保障）	P7	P7	P3	P8

③ 配当金

自動車総連・医療共済（基本保障）は、配当金はありません。

④ 脱退による返戻金

自動車総連・医療共済（基本保障）は、脱退（解約）による返戻金はありません。

⑤ 引受保険会社

明治安田生命保険相互会社
本社：東京都千代田区丸の内2-1-1

注意喚起情報【特に重要なお知らせ】

（*）保障額を増額する場合、増額部分について「加入日」を「増額日」と読み替えます。

① お申込みの撤回（クーリング・オフ制度）

この保険は、団体を契約者とする保険契約であり、クーリング・オフの適用はありません。なお、責任開始期（加入日*）前のお申込みの取り消し等については本パンフレット記載の団体窓口にお問い合わせください。

② 告知に関する重要事項

■現在および過去の健康状態などについて、ありのままにお知らせいただくことを告知といいます。申込書兼告知書で当社がおたずねすることについて、事実のありのままを、正確にもれなくご確認いただき、お申込みください。

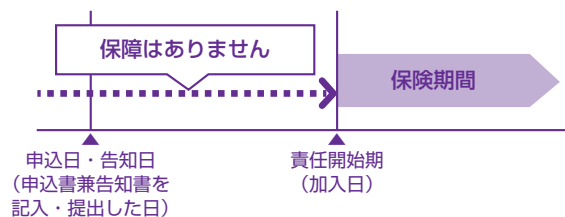
■企業・団体の社員・職員、保険会社の職員等に口頭でお話しされても告知していただいたことにはなりませんので、申込書兼告知書における告知内容をご確認のうえ、お申込みください。

■正しく告知をいただけない場合は、「告知義務違反」としてご契約が解除され保険金をお支払いできないこともあります。

③ 責任開始期（加入日*）

■ご提出された申込書兼告知書に基づき、引受保険会社にご加入を承諾した場合、本パンフレット記載の保険期間の始期からご契約上の責任を負います。この保障が初めて開始する日を責任開始期（加入日*）といいます。次の図のとおり、責任開始期（加入日*）は申込日・告知日（申込書兼告知書を記入・提出した日）とは異なります。

新規加入の例



■ご契約者である企業・団体の社員・職員、または保険会社の職員等には保険へのご加入を承諾し、責任を開始させるような代理権がありません。

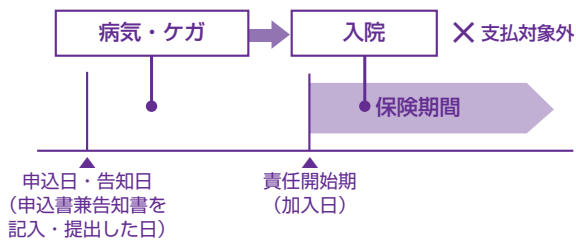
次ページへ

契約概要・注意喚起情報【生命保険】

④ 保険金等をお支払いできない主な場合

■責任開始期(加入日*)前に発生した病気やケガを原因とする場合は、告知いただいている内容に関わらず、原則として保険金等をお支払いできません。

入院給付金の例



■責任開始期(加入日*)から起算して所定の期間以内に被保険者が自殺した場合、保険金等をお支払いできません。

■上記を含め保険金等をお支払いできない場合については、本パンフレットの該当ページをご覧ください。

自動車総連・医療共済(基本保障) **P9**

⑤ 生命保険契約者保護機構

引受保険会社は、生命保険契約者保護機構(以下「保護機構」といいます。)に加入しています。保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがあります。この場合にも、ご契約時の保険金額、年金額、給付金額等が削減されることがあります。詳細については、保護機構までお問い合わせください。

(ホームページ <https://www.seihohogo.jp/>)

⑥ ご照会・ご相談窓口

制度内容【保障内容・保険料・配当金・各種手続き】等に関するご照会先

本パンフレット記載の団体窓口

告知【お申込み時の告知】等に関するご照会先

明治安田生命保険相互会社
団体保険ご照会窓口 0120-661-320
受付時間 平日(土曜・日曜・祝日・年末・年始は除く)9:00～17:00

■この制度に係る指定紛争解決機関は(一社)生命保険協会です。(一社)生命保険協会「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。

(ホームページ <https://www.seiho.or.jp/>)

■なお、生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1ヵ月を経過しても、契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、契約者等の正当な利益の保護を図っております。

⑦ 保険金などのお支払いに関する手続き等の留意事項

■保険金・給付金などのご請求は、団体(ご契約者)経由で行なっていただきますので、保険金・給付金などのお支払事由が生じた場合だけでなく、支払可能性があると思われる場合や、ご不明な点が生じた場合等についても、速やかに本パンフレット記載の団体窓口にご連絡ください。

■保険金・給付金などのお支払事由が生じた場合、ご加入のご契約内容によっては、複数の保険金・給付金などのお支払事由に該当することがありますので、十分にご確認ください。

■自動車総連・医療共済(基本保障)については、被保険者が受取人となる保険金・給付金などについて、受取人が請求できない特別の事情がある場合、被保険者があらかじめ指定した指定代理請求者が請求することができますので、指定代理請求者に対しては、お支払事由および代理請求できる旨をお伝えください。

契約概要・注意喚起情報【損害保険】

自動車総連・医療共済（三大疾病、女性疾病、七大疾病・介護、親介護）＜医療保険＞

医療共済の必要性

制度のポイント

保障内容・掛金

加入方法

お取り扱いについて

契約概要・注意喚起情報

退職後終身医療保険のご案内

記入例

意向確認【ご加入前のご確認】

ご加入の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を【契約概要】、ご加入に際して特にご注意いただきたい事項を【注意喚起情報】に記載していますので、ご加入前に必ずお読みください。また、各事項の詳細につきましては本パンフレットの該当箇所を必ずご参照ください。ご加入にあたっては、【契約概要】・【注意喚起情報】および本パンフレットの内容とあわせて、補償内容・保険金額・保険料等がご意向に沿った内容となっているか、ご確認のうえお申込みください。

契約概要【ご契約内容】

① 商品の仕組み

企業・団体の従業員・所属員等の方を被保険者とし、企業・団体を保険契約者として運営する保険商品です。

② 加入資格・保険期間・補償内容・保険料・保険金のお支払い（支払事由）

本パンフレットの該当ページをご覧ください。

制度名	加入資格	保険期間	補償内容 保険料	支払事由
自動車総連・医療共済 (三大疾病、女性疾病、 七大疾病・介護、 親介護)	P7	P7	P3、P5	P15

※保険料は、毎回の更改時にご加入者数等に基づき、ご契約ごとに算出し変更することがあります。

※主な免責事由については、本パンフレットの【注意喚起情報】④ 保険金をお支払いできない主な場合をご覧ください。

③ 満期返れい金・配当金

この保険には、満期返れい金・配当金はありません。

④ 脱退による返れい金

この保険には、脱退による返れい金はありません。

⑤ 引受損害保険会社

明治安田損害保険株式会社

本社：東京都千代田区神田司町2-11-1

電話番号：03-3257-3177(営業推進部)

注意喚起情報【特に重要なお知らせ】

① お申込みの撤回（クーリング・オフ制度）

この保険は、ご加入のお申込みの撤回（クーリング・オフ）の適用がありません。

② 告知義務・通知義務等

(1) お申込時にご注意いただきたいこと（申込書兼告知書記載上の注意事項）

健康状態について

お申込時においては事実を正確に告知する義務（告知義務）があります。その告知した内容が事実と違う場合には、ご契約のその被保険者（保険の対象となる方）に対する部分を解除し、保険金をお支払いできないことがあります（解除された場合は、既にお払い込みいただいた保険料をお返しできないことがあります）。特に、健康状態については十分ご注意ください。

(2) お申込後にご注意いただきたいこと

被保険者による保険契約の解除請求について

自動車総連・医療共済（三大疾病、女性疾病、七大疾病・介護、親介護）では、被保険者となることに同意した事情に著しい変更等があった場合は、被保険者から保険契約の解除請求をすることができますので、企業・団体窓口にご連絡ください。

③ 責任開始期

保険責任は、保険期間（保険のご契約期間）の初日の午前0時に始まります。

④ 保険金をお支払いできない主な場合

■責任開始期前に発生した病気やケガを原因とする場合は、告知いただいている内容に関わらず、原則として保険金をお支払いできません。

■上記を含め保険金をお支払いできない場合については、本パンフレットの該当ページをご覧ください。

自動車総連・医療共済（三大疾病、女性疾病、七大疾病・介護、親介護） **P15**

次ページへ

契約概要・注意喚起情報【損害保険】

⑤ 保険会社破綻時等の取扱い

引受損害保険会社の経営が破綻した場合等において、この保険は契約者保護の仕組みである「損害保険契約者保護機構」の補償対象となります。

⑥ 事故が起こった場合等のご連絡先

保険金支払事由が生じた場合には、遅滞なく企業・団体窓口または引受損害保険会社にご連絡ください。

⑦ ご照会・ご相談窓口

制度内容等に関する照会・相談窓口

制度内容等に関するご照会・ご相談は、「パンフレット」記載の企業・団体窓口へお問い合わせください。

引受損害保険会社の苦情・相談窓口

損害保険に関する苦情・相談等は、下記にご連絡ください。
明治安田損害保険株式会社 お客さま相談室
0120-255-400
[フリーダイヤル(無料)]
【受付時間】午前9時～午後5時
(土、日、祝日および年末年始を除きます。)

一般社団法人 日本損害保険協会
そんぽADRセンター

＜保険会社の対応に不満がある場合等は下記に連絡(指定紛争解決機関)＞

引受損害保険会社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。引受損害保険会社との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申立てを行なうことができます。

一般社団法人日本損害保険協会
そんぽADRセンター

0570-022808[ナビダイヤル(有料)]

※ナビダイヤルでは各電話会社の通信料割引サービスや料金プランの無料通話は適用されませんのでご注意ください。

【受付時間】午前9時15分～午後5時
(土、日、祝日および年末年始を除きます。)
詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。
(<https://www.sonpo.or.jp/>)

退職後終身医療保険のご案内

point1 退職後終身医療保険に移行（加入）することが可能です。

（現職中）

（退職後）

医療共済

基本保障＜生保部分＞

家族特約付疾病入院給付特約付
災害入院給付特約付手術給付特約付
無配当団体医療保険【生命保険】

退職後終身医療保険

5年ごと配当付特別終身医療保険（解約返戻金抑制型）

「医療共済」は脱退となります

退職

自動車総連（全日本自動車産業労働組合総連合会）の「医療共済（家族特約付疾病入院給付特約付災害入院給付特約付手術給付特約付無配当団体医療保険【生命保険】）」から、退職後に「退職後終身医療保険」へ移行（加入）ができます。商品内容等については、別添「退職後終身医療保険パンフレット」をご確認ください。「退職後終身医療保険」の商品内容等については、引受保険会社（明治安田生命保険相互会社）の担当部署（担当者）までお問い合わせください。記載の保険商品について、今後の環境の変化等により取扱内容（販売休止を含む）を変更させていただく可能性があります。

事前意思確認書

退職後終身医療保険への申込みを希望の方は、右記の書類をご提出ください。お手元に無い場合はフリーダイヤルへご連絡ください。

手続方法 専用のWebシステムでお手続き可能です。

ご加入者さま

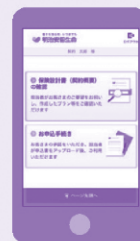
ご加入者さま用Web
みんなのMYポータル

個人保険専用Web
MYほけんページ

プラン
検討・入力

プラン
最終確認

最終意向確認
申込手続き



（内容が一部変更となる場合があります。画像はイメージです）

point2 現状の医療共済（基本保障部分）を保険年齢79歳まで継続いただくことも可能です。

現職中と同内容の保障を、基本保障は保険年齢79歳まで、オプション（七大疾病・介護、三大疾病、女性疾病）は保険年齢70歳まで継続可能です。

（現職中）

（退職後）

七大疾病・介護、三大疾病、女性疾病＜損保部分＞

医療保険【損害保険】

医療共済 基本保障＜生保部分＞

家族特約付疾病入院給付特約付災害入院給付特約付手術給付特約付無配当団体医療保険【生命保険】

加入

退職

70歳

79歳

連絡先

退職後終身医療保険に関するお問い合わせは、下記の連絡先までお願いします。

〈引受保険会社〉明治安田生命保険相互会社

〈担当部署〉広域組織法人部 自動車総連担当

〒100-0005 東京都千代田区丸の内2-1-1 明治安田生命ビル24階 TEL 03-6259-0033

（受付時間9:00～17:00 土・日・祝日を除きます）

